

平成 2 5 年 第 4 回 羅 臼 町 議 会 定 例 会 (第 1 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日 (木 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

○ 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 5 9 号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 認定第 1 号 平成 2 4 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2 号 平成 2 4 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 認定第 3 号 平成 2 4 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 認定第 4 号 平成 2 4 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 認定第 5 号 平成 2 4 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 6 号 平成 2 4 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会

計補正予算

- 日程第 19 議案第 54 号 平成 25 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
日程第 20 議案第 55 号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
日程第 21 議案第 56 号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第 22 議案第 57 号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 23 議案第 58 号 知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第 24 発議第 11 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
日程第 25 発議第 12 号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書
日程第 26 発議第 13 号 2014 年度地方財政の確立を求める意見書
日程第 27 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	企画振興課長	久保田誠君
総務課長	太田洋二君	税務財政課長	高橋力也君
税務財政課参事	櫻井房雄君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	対馬憲仁君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括支援センター課長	斉藤健治君	水産商工観光課長	川端達也君
水産商工観光課長補佐	堺昇司君	水産商工観光課長補佐	田澤道広君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	中田靖君
社会教育課長	石田順一君	会計管理者	野理幸文君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 寺澤哲也君 次 長 丸山 晃 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成25年第4回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、3番高島讓二君及び4番高村和史君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月13日、東京都において開催されました第57回町村議会議長全国大会に出席しました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。12月も既に10日を過ぎ、気ぜわしい年の瀬を迎えようとしておりますけれども、本日、羅臼町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、全議員皆様の御出席をいただき、提出議案の審議等をいただけますことにつきまして、御礼を申し上げる次第でございます。

お許しをいただきましたので、行政報告1件をさせていただきます。

既にお手元に、鮮魚取扱高の日報についてお配りしているところでございますけれども、その取扱高につきまして報告したいと思います。

羅臼地方卸売市場の取扱高でございます。トータルでいきますと、取扱高としては数量では4万7,230トンで、昨年から見ると8,549トン、率にして22.1%の増となっております。金額にいたしましては128億600万円で、前年から見まして21億8,600万円、率にいたしまして、昨年から見ると20.6%というふうに、大幅に増額になっておりますけれども、イカを除く取扱高を見ますと、数量では、対前年から見ると6%の減、金額では1%の減という状況でございます。本年は特にイカの大漁ということでございましたけれども、イカの取扱高につきましては、表で上から3行目にありますように、58億400万円という大きな数字で水揚げになっておりますけれども、この内訳を若干申し上げますと、このうち、外来船による漁獲が24億7,400万円ということでございます。したがって、羅臼町の漁民のイカにつきましては、33億3,000万円というような数字の取り扱いになっている状況でございます。そういうような状況の中でありまして、本年27日に操業が終了するわけでありまして、残る半月、無事故で新しい年を迎えられるよう念願する次第でございます。

以上、行政報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、4番高村和史君。

○4番（高村和史君） おはようございます。まずは、一般質問をさせていただきますその冒頭に、久しぶりで浦崎代表監査さんの姿を拝見し、本当に快癒されて、これからも健康に留意いたしまして、どうかまた、羅臼町のために御指導をいただきますよう、心よりお願いするところでございます。

平成25年の師走を迎えております。町民の皆様は、この一年、どのような年であったのかと、いろいろな思いを察しているところでございます。中小企業の方々は、また、個人経営の皆様、また、企業を興している人たち、町民の全ての人たちが、年末の時期は、ことしの経営のあり方、反省したり、また、憂いたりいたします。ただ、経営の本質は、負債が多く、手だてがなくなってしまうと、厳しい会社倒産が余儀なく待っているのが、それが厳しい現実なのでございます。だから、経営者は、家族のため、また従業員のことを思い、無我夢中で二輪車のペダルを踏み続けるのでございます。一瞬でもこぐのを怠ったら、倒れるからです。できるだけ負債を少なく、経費の節減に努め、家族、従業員にも協力していただき、苦しみを分かち合い、倒産という現実を回避するために努力をし頑張っています。より有効性のある商売に挑むのです。それは、何の保証もない手探り状態の、五里霧中の危険な商売のチャレンジ、いわゆる挑戦なのです。いろいろな商売にトライして、その成功率はわずか数%なのです。それが、今のこの現状なのです。経営者は、いつも創意と工夫を重ね、経営安定、健全化に取り組んでいる。そしてまた、私を初め町民の皆様、企業を興している方も、あすは、来年は、よい年になるようにと、歯を食いしばり頑張っているのでございます。

私も67回目の師走を迎え、今、次世代につなげる政策が必要であることを強く認識しております。町民が潤い、漁業、商工業者、全ての町民の暮らしが潤うように、町財政も潤いを増すような政治判断が、今、数年、数十年に向かって、それを見通した政治政策が必要でございます。

今、町内外から、この羅臼町に期待をできるのは、大きなプロジェクトがオリンピックという、2020年に決定しております。その町内外からの財政的な支援が必要と考えます。漁業と地場産業と観光が一体化した施策が必要と訴えさせていただきます。

総括的な質問としては、羅臼町活性化に伴う観光産業と地場産業の構築、次世代につなげる政治判断が、今、急務であるということに対して、第1点目、2020年にオリンピック東京開催が決定いたしました。国内外に知床世界自然遺産をPRする最高の好機と考えます。観光、また地場産業、水産を含めた、また、北方領土問題等、国内外にアピールを積極的に推し進め、さらには、教育の視点からも、ユネスコスクールの活動も視野に入れ、広報活動に積極的に取り組み、世界各国のオリンピック関係者、また、選手の方々、また、2020年に向けての選手候補の人たちが利用していただけるように、関係団体に誘致を働きかけることも必要と考えます。羅臼町における各施設の利用、さらには対応度も検討し、羅臼町誘致可能な箇所を的確に把握すべきと考えます。観光と地場産業と教育を含めた総合的に判断して、誘致に向けた取り組みの考え方をお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、羅臼町の将来を見据えた観光計画と漁業、宿泊業、運輸、旅行業者はもとより、サービス業、製造業、さらには水産加工業者、観光関連業者等、幅広い各産業に及ぶ観光は、羅臼経済を牽引する総合的産業として取り組まなければならないと強く認識して

おります。町長の考え方と、今後の観光行政の方向性をお示しを願いたいと思います。

3点目、北海道の諮問機関であります北海道観光審議会は、平成25年度より5カ年の観光の指針となる北海道観光のくにつくり行動計画の素案を、平成25年1月下旬に公表いたしました。この素案の計画目標は、1に、自然環境、地域資源を生かした滞在型観光、二つ目として、地域と経済の活性化、三つ目として、国内外の効果的な誘客活動の3本柱を基本にしております。我が町としても、この道の観光のくにつくり、また、行動計画と協働して取り組むべきだと考えますが、町長の考え方と方向性をお示しを願いたいと思います。

以上、3点でございます。御回答をお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま、高村議員より、羅臼町活性化に伴う観光産業と地場産業の構築、次世代につなげる政治的判断について、3点の御質問をいただきました。

1点目は、2020年のオリンピック東京開催に伴う国内外の観光客誘致に向けた取り組みについての御質問であります。

オリンピックの東京開催は、1964年以来二度目の開催であり、日本での開催は、1972年、札幌、1998年、長野の冬季オリンピックと合わせて四度目の開催となりますが、日本でオリンピックが開催されることは大変喜ばしく、日本の景気が少しでも回復されていくことを期待しております。オリンピックが開催されることによる経済波及効果は、施設整備費や大会運営費、観戦客消費等の直接的にもたらす直接効果と、オリンピック開催が後押しとなって生じる観光客の増加等による付随効果があると言われております。

国土交通省の外局である観光庁では、オリンピックの開催は外国人旅行者誘致の推進の強力な追い風となり、観光的に絶好の機会を逃すことのないよう、官民が一体となって、オールジャパンの体制のもとで、オリンピック、パラリンピック開催国・日本という注目度を生かした、訪日プロモーションを強化していく必要があり、東京のみならず、日本全体に注目が集まることとなりますので、地方にもオリンピックの開催効果を波及させることが重要と考えているとコメントしております。

国内の旅行需要の減少が懸念されている中で、これからは海外への戦略的な誘致活動が観光推進の大きなポイントになってくるものと認識しておりますが、外国人旅行者を誘致するには、観光パンフレットや案内情報物、標示看板等の多言語化の整備のほかに、外国人向けのガイド育成など、外国人旅行者が安心して滞在できるさまざまな環境の整備と、羅臼町民全体で世界各国の外国人旅行者をおもてなしの心で迎え入れる態勢が必要であります。現状では多くの課題があり、町単独で誘致活動を進めるのは困難であります。観光庁や北海道などの関係機関から情報を得ながら、町民一人一人が観光客を迎え入れる意識の高揚を図るための情報発信と、人類共通のかけがえのない財産であります世界自然遺産知床の雄大な自然を最大限PRしていく取り組みを行ってまいりたいと思っております。

す。

2点目の、今後に向けた総合的な産業の取り組みと観光行政の方向性についての御質問であります。

議員御指摘のとおり、観光は、観光業のみならず、水産業や商工業など、あらゆる産業と連携した取り組みにより、地域産業の発展や、にぎわいの創出、雇用機会の拡充が図られ、多様な面で地域の活性化に効果があるものと認識しております。

現在、町、漁協、商工会、観光協会が幹事団体となり、さらに町内の16団体が協力団体として、知床羅臼町体験学習推進協議会を平成23年8月に設立し、豊かな自然環境との共存を図りながら、基幹産業であります漁業の生産活動や、地域に根差した生活、文化、歴史などの地域資源を活用した魅力あふれる質の高いプログラムを提供する体験学習を推進しているところであり、昨年度から、修学旅行生や北方領土返還運動の都府県民会議が来町され、体験学習の受け入れを実施しているところでもあります。今後も関係団体に御協力をいただきながら、受け入れ態勢のさらなる整備と、体験学習のプログラムメニューの充実や拡充を図り、道内外の学校や団体等にPR活動と誘致活動を積極的に進めていくことにより、町内で滞留する観光客、いわゆる交流人口が増加し、滞在型観光へ結びつき、地域産業の発展につながることを期待しているところでもあります。

3点目の、北海道の北海道観光のくにつくり行動計画素案と協働した取り組みについての御質問であります。

北海道観光のくにつくり行動計画は、北海道観光のくにつくり条例に基づき、北海道全体の観光を取り巻く状況と課題を踏まえて、平成14年、第1期、平成20年に第2期行動計画が策定され、今回が第3期の行動計画となり、平成25年度から平成29年度までの北海道観光の振興に向けた基本的な計画となっております。この行動計画を推進するには、北海道を初めとする行政機関や北海道観光振興機構、道民や観光事業者、観光関係団体など、観光に携わる全ての人々が協働し、観光振興を推進していくこととなっております。

羅臼町といたしましても、行動計画に示されております具体的な施策の自然環境と共生する観光地づくりや、滞在型や通年化に向けた観光地づくり、教育旅行の拡大などの施策につきまして、観光協会や関係団体等と連携、協力しながら、計画実現に向けた取り組みを実施しているところであり、今後も地域に則した施策につきましては、北海道と協働しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 答弁ありがとうございます。

私は、将来を見据えた、観光産業と漁業水産物を一体化した取り組みの模索をして、次世代につなげるような政策の議論をしたかったなと思ったのですけれども、今、町長が行政報告で言われましたように、羅臼の漁獲高が前年度の21億円増と言われました。大変

喜ばしいことでございます。だけれども、あくまでも前年度比率であって、過去の羅臼の長い10年当たりの推移から見ると、イカ漁に固執すると、128億円、大幅増になっているような気がいたすので、羅臼の組合の所属している船が33億円と聞いて、外来船が21億円ですから、ここで44億円くらい引くと、八十何億円のことですね、あと、一般鮮魚、サケ漁。その場合、どうですか、行政報告で、124億円、24億円が外来船と言っていましたけれども……、ごめんなさい、24億円でした、外来船ね、羅臼の漁業が33億円です。それで、この24億円の水揚げ、額にしては多いのですけれども、こちら辺の、構築する、いわゆる次世代に、この観光と漁業と水産物が一体化した取り組みというのは、どうにか、どうにか、前にも私、一般質問したことがあるのですけれども、これを次世代につなげるため、また、この人口減に歯どめを打つためにも、何とかこのストックヤード的なものがある、年間、加工業者が、また、住民がそこに参画した中で、こういう手法をとれないのかなと前に質問したことあるのですけれども、こちら辺のビジョンもどうなのかなと。

あと、もう1点、将来を見据える中で聞きたいのは、長期ビジョンの策定も急務と私は考えるのです。今、1年先、2年先ではなく、10年、20年も先を見通した中でないと、なかなか、羅臼を牽引する漁業と観光と一体化したものは、やはりビジョンの策定が急務ではないかなと思うのですけれども、そこら辺の考えは、町長、いかがなのでしょう、お聞きします。

○議長（村山修一君） 町長

○町長（脇 紀美夫君） いろいろお話ありました。観光と水産業との、付加価値も含めた次世代への取り組みということだと思います。これについては、今日的に始まったことではなくて、羅臼町の漁業が、200海里以前、スケソウ漁が100億円を超えていたような時代にあっても、次の産業として観光を振興するべきだという話は随分、時の理事者も含めて、議会の議論の中でも随分話し合ってきたところでございます。そういう中であって、次のそういう設備投資も含めて、観光ということに、なかなか結びついていかなかったという状況の中で、今、最近に至って、いろいろと観光に関する事業者が非常に頑張っているというような状況も一つございます。特に最近、個人の事業者が、水産の未利用資源等々を利用しながら、あるいは水産資源を利用しながら、いろいろな事業を展開しているということも始まっておりますし、また、最近においても、また別な個人事業者が新たなまた取り組みもするというような、若い方々も出てきておりますので、そういう面では、少しずつではありますけれども、そういう方向に向かっているのかなということをおっしゃって、町としても、そういう事業者については積極的にいろいろな面でサポートあるいはバックアップしていきたいと思っております。

それと、もう1点の産業活性化というか、プランニングの話ですけれども、総合計画も含めながら、産業の活性化のプランはできておまして、あるいは行動計画もできておまして、どこの団体が何をやるのだというような行動計画、アクションプログラムはでき

ているわけでありませんが、それを、今現在、推進中であります。それを、ただ、できて推進しているというだけではなくて、一定の段階で、当然、見直しなり、あるいは検証も必要であろうというふうなことは思っているところであります。そういう中であって、では、何が今後に向けて必要なのだということは、そこから出てくるのだというふうに思っているところであります。

それから、保管庫、保冷库の問題も、これもまた以前から出た話でありますけれども、羅臼の漁業の種類、あるいは実態から見て、なかなか安定的にストックしていくというようなことを、非常に変動が激しいという状況の中では、なかなかそこに至っていない、いろいろ、水産加工業者等々も、規模の大小を含めて、いろいろな需要があるという中では、町として、では、それを、保管庫を整備できるかということ、なかなかそういう状況には今のところないと。その必要性は感じてはいるものの、では、実態として、そういう事業者等がその辺のことを積極的にやってもらえるようなことも含めながら、町として、そういう状況になるとすれば、それなりの支援なり、あるいはサポートなりはしていかなければならないというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 今のストックヤードの件に関することに質問したいのですけれども、観光と地場産業というのは、私の小学校6年生か中学1年か、ちょっとど忘れしましたけれども、森繁久弥さん、亡くなった、その方が羅臼村の時代でございますけれども、羅臼で「地の涯てに生きるもの」という映画を製作されまして、もう数十年の歳月がたちまして、そのときは当時の谷内田村長さんが、観光と漁業と水産というのは、この羅臼町にとってはとてつもない財産を森繁さんがくれました、映画がくれました、マスコミが、当時の新聞をかいつづると、その時代から、観光と地場産業と、生きるテーマみたいな、羅臼の秘境の中の、それがいつもテーマになっているのだけれども、そこは今、町長が言ったように、行政ではできない、では、どうしたらいいか、次の一步を踏み出してほしいのです。いつも常にスタートラインに乗っているわけではだめだと、私は思うのですね。だったら、第三セクターでも、どこか中央に行ったときでも、どこかに、すぐさまにはいかないにしても、心がかりも必要かなと、こう思うのですけれども、羅臼のホッケも、ことは大変、去年から減少しております。それで、にせものも出るような、そういう不行き届きな業者もいるという報道もありました。そういう中では、ストックヤード的なもの、もしか資源が枯渇した場合、それをストックするような、そういう方策も必要ではないかなと思うのですけれども、これも永遠のテーマではなく、できるものから手をつけていってほしいなど。観光産業の推進につきましては、各関係諸団体とよく話し合わなければいけないのですけれども、ただ、前に進まないというのは、いわゆる情報の共有化がなされないと思うのです。何か、自分たちの部分は自分たちで解決しよう、こっちは、行政はこういうふうにして、前に進まないのは、その情報の共有化がないからだと思う

のです。私は、観光産業の推進というのは、常に検証作業を行い、課題解決に向けた姿勢、こういうものは、一体感を持ってやらなければ、なかなか前に進まない。では、そのリーダーシップ誰がとるのだといったら、やはり行政しかないと思うのです。この質問に対して、行政として、検証作業だとか、今言われました、課題解決に向けた取り組みをしていたとしたら、どういう取り組みなのか。また、これからするとしたら、どういう考えなのか、お聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今お話ありました、情報の共有という部分であります。これについても、産業活性化の協議会という中で、いろいろと情報を共有しながら、共通した部分の事業展開なり、あるいは、それぞれが果たすべき事業展開ということで頑張っていたというところであります。御指摘の部分につきましては、一挙に、急激にということではありませんけれども、先ほど申し上げましたように、少しずつ、観光という部分では進展しているのかなと思っています。観光協会も含めて、随分頑張っていたと思いますし、最近では、観光船であるとか、あるいはガイドの事業者も参入してきているということもございます。加えて修学旅行の受け入れということでは、大きなことであろうと思っています。特に漁業協同組合の協力いただきながら、市場の協力いただきながら、昆布倉庫、あるいは市場の見学ということについては、本当に学習という部分では大きなインパクトがあるのだというふうに思っていますから、そういう面では、以前から見ると、少しずつではありますけれども、観光という振興については前進しているというふうに私なりに捉えております。

そこで、町の役割、あるいは事業者、企業、あるいは民間の役割ということについて、それぞれがあるのだというふうに思っています。ケース・バイ・ケースによって行政が先導的な役割をしなければならないこともありますし、逆に、行政が一步引いて、企業者に頑張ってもらったりということもそれぞれあるわけでありまして、一概に、全てが行政がということにもならない部分もあるということも、ひとつ御理解いただければというふうに思っています。水産が、今、結果として100億円を超えているような状況でありますけれども、特に回遊魚にあっては、いつ、どのような状況になるかわからないという状況の中で、今、漁業協同組合も所得格差の是正ということに取り組んでいる最中でありまして、その辺の進捗状況を見ながら、行政として、どう対応すべきかということも対応してまいりたいと思っていますところでもあります。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 私としては、本当に前向きな答弁かなと思うのですが、ただ、今、町長が言われました、水産物鮮度保持施設ですか、通称昆布倉庫なのですか、これは、今、御指摘のとおり、修学旅行生、また、観光ツアー一客ですか、大勢の見学者が来ております、そのように聞いております。ちなみに、平成24年度には、漁組だよりによりますと2,146人の方が見学に来ています。学習と教育と地場海産物の普及、

また、観光スポットとしても大変すばらしい要素があるのではないかなど、これは、私、こういうふうには2,146人の人が昆布倉庫に来たということは、漁組も、そういう関係団体の人たちも、大変な努力をなされていらっしゃるのではないかなど。ましてや、羅臼昆布は今、ちょっと全国的に低迷をしている部分もあるのかなど。そこで、漁組さんであろうとも、また、いろいろな関係団体でも、漁業の中でも昆布業者に対する思いというのは、私は見えてくるのですね。そこで、私は、漁業協同組合ばかりではなく、関係諸団体と連携した町としても、こういう協力体制、昆布倉庫ばかりではないのですけれども、全てのものに、もうちょっと、漁組の、これが今の昆布の販売だとか宣伝などが、かなり東京だとか札幌だとか、いろいろな各方面に努力しています。町も行ってきますよ、行っているのですけれども、予算等々も、結構、部会が行ったり何だりして大きいと思うのです、そこら辺わかりませんが。もしか、そういう手だてがあるとしたならば、それも行政の役割として協力してあげるのも、私は必要でないかなど思うのです。それが1点、町長の考えがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

今、羅臼町の観光地の知床羅臼として、行政の観点から、当町における観光地として、また、観光産業として、何が不足しているのか、町長、わかりますか。町長の視点でいいです。不足しているとしたならば、改善しなければならない問題点があったら、あるとしたならば、どう解決するのか、お答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 前段、昆布の関係でお話ありました。ことし特に漁業協同組合が取り組んだ東京丸の内における知床羅臼祭り等々においても、昆布を中心とした販売あるいはPRということについて、これは漁業協同組合だけではなくて、町も、あるいは観光協会も商工会も、加えて、議長さんにも一緒に参画していただきながら、オール羅臼でいろいろなことを展開してきたということもございますし、加えて、先ほど、今話にありました、森繁久弥氏の「知床旅情」という、そのえにしを持って、そういう世田谷区民のイベントにも参加させていただいて、羅臼を随分PRしてきたなというふうに思っております。これについては、今後いろいろな面で、ことしは特にそういうような年でありましたけれども、今後、これを検証しながら、来年にどうつなげるかということも検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

2点目の観光産業、これについては、皆さんから、既に御案内のとおり、この知床羅臼には、いろいろな観光資源があるというふうに思っております。これは自然の景観であったり、野生動物であったり、あるいは世界遺産の知床のいろいろな山岳であったり海岸であったり、加えて、これを観光と言っているのかどうかわかりませんが、ちょっとちゅうちゅうするところでもありますけれども、ここから北方領土も見えるというようなことも含めながら、随分、そういう資源としてはあるのかなど思っていますが、大事なのは、観光産業にかかわる人、これは一生懸命、いろいろな面で自分の、企業としても努力しておりますけれども、私は、観光客をもてなすというか、町民一人一人の観光客に対するそういう

接し方だと、これが一番、私は観光産業にとって大事なことだというふうに思っております。資源はたくさんあるわけでありますから、それを活用しながら、問題は、幾らそういう資源がよくても、立派であっても、結果として、町民と接したときに、何か観光客に不愉快な思いを与えるとすれば、それはやっぱり観光産業としては非常にマイナスの面になるということでございますので、町民一人一人が羅臼に入ってくるお客さんをもてなすという心の醸成が必要であると、これは、私、行政の役割であるというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 今、答弁いただきまして、おもてなしの心みたいなことが出ました。本当に観光客に対しては、おもてなしの言葉ですか、その受け入れというのは本当に大事なことでございます。ただ、世界自然遺産の発表になって、町長は国民に向かってハイヒール観光は要らないと言ったことがあります。それは、10人の人に、では、答弁もありましたから言わせてもらうのですけれども、そのハイヒール観光は要らないという観点から言わせてもらうと、どうなのでしょう。10人中10人が、素直に、自然環境という観点の中から理解してもらえるのかなと、そこはちょっと言わせてもらうのですけれども、確かに、観光産業と観光資源、今、町長が言われたとおりでございます。羅臼町の名産、名品、名物、名所、名跡、特産物、本当にこれは数多くあります。このネーミングの中で、まちの魅力を売る手段としては、最高の、私は欠かせない大事な要素だと思うのです。できたら、町長が今言われる、知床の観光資源は豊富だよと言った場合、羅臼の町長はトップセールスとして、では、羅臼の今言った5品目、産物から、名品、名産、名所、古跡も入れまして、5点言ってくださいと言ったら、即答でちょっと御提示お願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今ここで、5品目限定してということになると、なかなか即答できかねます。羅臼には、いろいろなものがたくさん豊富にありますので、それを絞り込むというのは、なかなか私の、それをここであえて申し上げれば、あるいは誤解を招く可能性もありますので、それは御勘弁いただきたいと思うわけでありますが、ただ、いろいろな、そういう水産物も含めて、グルメ的なことも含めて、羅臼のそういう物販に行ったときに、相当評価していただいているということは私も十分承知しているところでありますから、それをトータル的に、あれもある、これもあるという、逆に言うと、絞り切れないというのが、また実態だというふうにも思っているところでありまして、答えにならないかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

それから、前段にあったハイヒール観光の部分につきましては、私が発言したことでもありますけれども、随分、その後、反響がありました。思い切ったことを言ったものだというごもございましたし、よく言ったという方もいらっしゃいます。賛否両論でありました。私の真意は、要するに、この知床自然遺産というところに来る場合に、しっかり自然

を守ってもらわなければならないのではというような思いの中で、バスでもって来て、ハイヒールを履いたまま、例えば漁港のほうに行くとか、あるいは、山に入るにしても、それは羅臼あるいは知床の自然にはマッチしないということなのではというような真意で言ったのですが、私の言葉足らずだったかもしれませんけれども、ハイヒール観光は要らないというところだけが、要らないと言ったわけではないのですけれども、そういう意味で言ったのですが、活字あるいはタイトルとして流れてしまったということでもありますので、私は決してマイナス的な思いで言ったわけではありませんけれども、平たい言い方をすると、行儀の悪い方は入ってこなくていいですよと、羅臼には入ってこなくていいですよみたいな言い方をしてしまったということでもありますので、その点も含めて御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 今、この議会という場をかりまして、町長のハイヒール観光の話は、これは、私は正しい、いい場所の、ここで話されたと思います。そのとおりだと思います。これには賛否両論あります。だから、自然を大切にしたいという心が、ハイヒール入っては要らないよと。だけれども、逆に言うと、観光客誘致に対しては、また誤解を招く大きな要素だったかもしれない。そのためには、また今の答弁で、私はすかつきました。

続きまして、今、5点ほど言ってくださいと言ったのですけれども、私、食堂に、たまたま島根県の人だったかな、お客さん、7月に見えたのですよ。そして、ここの店主ですかみたいなことを言われて、38歳くらいの人だったのですけれども、そうですと言ったら、だったら聞きたいのだけれども、旦那さんは、羅臼の特産物を3点言ってくださいと、ぽかんと唐突に言われたのです。言えなかった。一般的に、昆布、ホッケ、国後から……、それではだめでしょうみたいな、その人は、後から名刺を置いていったら、何か、島根県の、県の観光課に従事している主査の人だったのです。これから観光行政というのはやはり、町民が意識を持った中で、何と言われたとき、特産物はそんなに数多くあるものではないです。それを特産物だったら、ホッケだとか昆布、そういうもので特産物はいいのかなと。そういう、見るものと食べるものと聞くものとか、いろいろな分野に分かれますけれども、そういうものを、町長は、そうですよね、我々と違って、人との出会い、桁違いに多いわけですから、いろいろな階級層と。だから、そういう面ではトップセールスで、そういう質問があった場合、即答できるような、我々もそれは勉強させられました。なかなか、地場にながらでも、その3点が言えないような、認識不足でした。

この問題に関連しまして、私は、羅臼の観光、観光産業、これから羅臼の地場産業に対する町民がどのように考えているか、町民が観光産業に対してどう考えているのか、また、将来にわたって羅臼をどのような方向に持っていきたいのか、そういう考え。町民に観光産業と漁業関連の観点から、どうですか、行政として町民にアンケートみたいな、私ならこういうまちにしたい、こういう思いがあるというものを、いかがでしょうか、町民

にアンケートも必要な時期に来ていると思うのです。お答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 観光に特化した形だけのアンケートはやっていたという私は記憶は今のところないのですが、以前、まちづくりをするときに、総合計画をつくる時にという中では、その一部分の中に観光的なそういうことのアンケートもあったというふうに記憶しております。今、高村議員のおっしゃった観光振興に関して、町民アンケートということの御提案、提案として受けとめさせていただきます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） ひとつ、実現に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。見えないものが見えてくる場合もあるし、また、今、行政が取り組んでいる unnecessary な部分も、ここら辺も見えてくる、いろいろな総合的な面から、この地場産業が活性化につながった中で大きなプラス材料になると思います。

続きまして、道の示されました北海道の観光のくにづくり行動計画のことなのですが、この北海道観光審議会の会長は、釧路公立大小磯修二前学長なのです。特に道東圏には物すごい権威のある先生と聞いております。この北海道観光のくにづくり行動計画と我が町の観光振興の取り組みは、しっかりとタイアップさせることが重要と考えますが、先ほどの答弁で十分でございますので、少し、もう一度、町長もここら辺の認識を持った中で取り組んでいってほしいなど。小磯修二前学長、本当に、このくにづくり計画の中では、この道東圏をかなり注目した先生でございますので、もしか、この件に関して、町長、何か見解があれば、ちょっと答えてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今お話にありました、以前、釧路公立大学の小磯先生でありますけれども、私も何度もお会いして、いろいろな場面で、この観光づくり、あるいは地域づくりということで、先生のお話を聞いておりました。そういう中であって、特に釧路、根室地方の観光振興と、あるいは地域づくりということに非常に造詣の深い先生でありまして、先ほども答弁いたしましたけれども、自然環境と共生する観光地づくり、あるいは滞在型、羅臼が人口が減少している中であって、交流人口を少しでもふやしたいという思いの中での観光地づくり、あるいは、今実施しております教育旅行の受け入れの拡充ということ、この3点につきまして、この施策につきまして、それぞれ観光協会や関係団体と今連携してやっておりますけれども、さらにその連携を深めながら、思いを共有しながら進めてまいりたいというふうに思っているところでありまして、先ほどの高村議員の特産品の、特産ということでの話になりましたけれども、さかのぼってしまつて恐縮ですが、私は、先ほど、特定できないという中であって、唯一特定できるとするならば、羅臼町のまちそのものが世界自然遺産に登録されているのだという、この誇りを持って言えるということが大きなポイントになるのであろうと。その中であって、いろいろな産物であるとか、あるいは景観であるとか、あるいは町民の気質であるとかというところに行き

着くのだというふうに思っていますので、その住民の気質という部分で、あえて、おもてなしということを大上段に構えるのではなくて、ごく普通に観光客をもてなすという心が芽生えてほしいし、そういうような形で、町長として町民の先導的な役割を果たさなければならぬというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 本当にありがとうございます。大変前向きに考えていただいて、うれしく思います。私は、この北海道観光審議会のくにづくりの行動計画、なぜ注視したかということ、やはり、ここのプログラムの中に、外国客の誘客運動が主と、それから食産物、そういうものが大変大きく盛り込まれているということがちょっと目を引いたものですから、我が町にしても最高のビジネスチャンスではないかと、このように思います。

私は、今こそ、この世界自然遺産知床のすばらしさ、これは世界中にアピールする最大のチャンスが訪れたのだと、このように考えます。この羅臼のまちにおかれましても、豊かな食、海藻、昆布含め、魚介類に対しても大変すばらしいものがあります。これを全国に紹介するのにも、また、教育の分野でも無限の希少価値があるのが羅臼です。国後を踏まえ、世界自然遺産を踏まえ、本当にそういう意味では、東京オリンピックが最大の、道東、また1市4町、いろいろな形、隣の北網圏に関しても最大のビジネスチャンスが来たのではないかと、このように思うわけです。町民一体との取り組みと、また、国や道に働きかける、これも大事な戦略ではないかなと、このように思うわけでございます。羅臼町活性化に伴う観光産業と地場産業の構築、次世代につなげる町長の政治判断、政治決断をお聞きし、私の質問を終わらせたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 町長といえども、この大きなテーマ、私ひとりでできるわけはありません。要職としての役割の限界ということもございます。したがって、あくまでも町民という中で、その思いを共有するという中で、行政としてトップとしての役割を果たしてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 以上で、高村君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番高島讓二君に許します。

○3番（高島讓二君） まずは、先々月、10月の台風26号の豪雨によって、伊豆大島町では土砂災害が発生し、36名の方が亡くなられ、4名の方々が行方不明、住居は、2

03戸が、全壊を含め被害に遭ったと発表されました。亡くなられた方々に哀悼の意を表し、被害に遭われた方々にはお見舞いを申し上げます。

さて、通告に基づき、防災について質問をいたします。

我が国に未曾有の大災害をもたらした東日本大震災から、2年8カ月余りがたちました。震災以降は、災害に対する対応、対策について全国的に見直され、本町においても昨年、防災ハザードマップが作成されたところです。しかしながら、冒頭申しましたとおり、10月の台風26号に伴い、降り始めから300ミリを超える豪雨で、伊豆大島町では土石流が発生し、36名の人命が失われ、4名が行方不明、住居は71戸が全壊し、半壊、損壊を含め、203戸が被害となる大災害が起きております。気象庁が、台風26号について規模の大きさと進路を予報していましたが、伊豆大島町では、町長、副町長が出張中で島を離れていたこともあり、役場内では第1次非常体制をとりながら、また、大災害になることを予測した大島警察署の避難勧告要請にもかかわらず、住民に避難勧告、避難指示、避難誘導をしなかった不作為の責任が問われました。伊豆大島町町長は記者会見で、「想定外という言葉は使いたくない。認識が甘かったという指摘は甘んじて受ける」と釈明しております。このたびの伊豆大島町の災害を教訓として、我がまちの防災に対する認識、対策などを、いま一度、確認、再検討していく必要があるのではないかと思います。

そこで、以下についてお聞きしたいと思います。

一つ目は、伊豆大島町で大災害があった後の10月26日に、本町では大雨による通行どめが道道87号線でありました。これについて、雨量がどのぐらいで通行どめとなるのか。また、通行どめとなった経緯についてお尋ねいたします。

二つ目は、災害発生が予想された場合、対策本部はいつの時点で設置され、その伝達指揮系統はどのようになっているのかお尋ねいたします。

三つ目は、災害が予想された場合、住民への情報伝達、勧告、指示などについてどのようなお考えをお持ちか。

四つ目は、各地域の避難路は整備されているのか。また、各避難所の備蓄品の状況についてお聞きいたします。

五つ目は、防災計画の見直しと避難計画の策定についてどのようにお考えか。

六つ目は、災害を想定した実践に則した防災訓練の実施について。

七つ目は、現在計画している新しい中学校に防災機能の内容についてお考えをお聞きし、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま、高島議員より防災について7点の御質問をいただきました。

まず1点目は、台風26号による道道87号線の通行どめについての御質問であります。10月11日、マリアナ諸島付近で発生した台風26号は、14日には大型で非常に

強い台風に発達し、伊豆大島町を初め全国で、死者、行方不明者43人、負傷者130人という大変大きな被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々、御遺族の皆様から心からお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた皆様から心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

議員お尋ねの道道87号線の通行規制につきましては、10月26日、低気圧の通過による大雨の影響でのことだと思っておりますので、その対応についてお答えいたします。通常、天候の悪化が予想される場合、事前に釧路地方気象台より連絡をいただけることになっておりまして、この日の釧路気象台の予測では、低気圧は25日から26日にかけて、暴風、高波、大雨と、荒れた天気になるが、警報基準には達しないであろうということでありました。25日金曜日午前7時ころから降り出した雨は日中も降り続き、午後7時ころには、降り始めからの12時間での雨量が30ミリに達しておりました。この数値は、小降りの雨が長く続いているという状況でありました。その後、午後11時ころから雨が強まり、道道を管理しております北海道は、降り始めからの雨量が警戒基準値に達したということで、26日土曜日午前1時30分から、道道87号線、知床公園羅臼線の北浜ゲートから相泊までの10.3キロメートルを、また、午前4時00分からは、共栄町ゲートからの12.6キロメートルを、土砂崩れのおそれがあるため通行どめとしております。北海道が定めた基準値につきましては、降り始めからの雨量が、北浜ゲート以北を80ミリ、共栄町ゲートからを120ミリと設定しております。そこで、当日の町の対応であります。午前5時33分、役場警備より防災担当者に道道通行どめの連絡が入り、5時40分、登庁、防災及び建設担当課長へ連絡をいたしました。6時00分、防災担当課長登庁後、6時10分、通行どめゲートを確認いたしております。そして、6時15分、通行どめの防災行政無線を放送しております。6時27分に、携帯電話への通行どめエリアメールを配信したという対応をしておるところでございます。

2点目は、防災体制における災害対策本部の設置時期、伝達、指揮系統についての御質問であります。

災害対策本部の設置基準であります。風水害の場合は3点。一つは、多くの住民や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき、二つ目として、複数の地域で自主避難や避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき、三つ目として、複数の交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき、以上の3点であります。

地震、津波の場合は、同じく3点ございまして、1点目としては、町内に震度5強以上の地震が発生したとき、二つ目として、沿岸に津波、大津波警報が発表されたとき、三つ目として、町内に地震または津波による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、以上3点であります。

次に、雪害の場合は、被害が大規模なときとしております。

また、勤務時間外での対応につきましては、大雪、暴風雪警報などが発令された場合、防災担当職員が本庁に登庁するものとしておりまして、災害が起こり得る可能性がある

判断した場合は、防災担当職員のほか、建設、水産、農林担当の課長も登庁することとしております。この場合において、町長または副町長に報告するようにしてきており、状況によって、町長あるいは副町長も登庁しております。

次に、3点目の、災害が予想された場合の住民への情報伝達、勧告、指示等についての御質問であります。

現在も実施しているとおおり、関係機関からの情報等をいただきながら、防災行政無線及び携帯用のエリアメールを利用し、なるべく早い段階で町民の皆様に情報を伝えることとしております。また、避難勧告、避難指示の時期につきましても同様でありまして、土砂災害等につきましても、関係機関からの情報をいただきながら、それぞれの状況を踏まえ迅速に対応してまいります。

4点目の、各地域の避難路と備蓄品の状況と、5点目の、防災計画の見直しと避難計画の策定につきましては、関連がございますので、あわせて御答弁させていただきます。

昨年、北海道太平洋沿岸部の津波浸水予測が見直され、浸水予測を反映したハザードマップを作成し、全戸配付したところであります。当町の津波予測の最大水位は2.0メートルであります。正確な予測を行うことは極めて困難であり、想定を超える津波が来ることもあり得ます。地区によっては、想定されている水位には対応できたとしても、想定を超える津波には対応しにくい地域もあります。そのため、以前から、裏山に逃げるための治山施設への避難路の確保を北海道に要望してきたところであります。しかしながら、なかなか実施には至っておりませんでした。先日の道議会において、高橋知事は、沿岸沿いで近くに山が迫る避難困難地域に、治山施設への避難路の設置を来年度より進めていくという考えを示しました。当町といたしましては大変喜ばしいことでありまして、今後も、設置に向けた要望をしてまいりたいと思っております。また、このことを踏まえて、各地域それぞれの状況が違いますので、各町内会の自主防災組織などと連携をとりながら、避難路の確保と避難計画を策定するとともに、関係機関から情報をいただきながら計画の見直しをしてまいります。

備蓄品の状況であります。備蓄品等の整備につきましては、体を温めるものと食料等を優先的に整備してきており、今年度につきましては、アルミブランケット836枚、災害用簡易トイレ54セット、非常食3,500食、水5,300本を購入いたしました。食料につきましては、当初目標の80%、備品につきましても70%の充足率となっております。また、備蓄品の内容につきましては、知床らうす国保診療所の田川医師のアドバイスや関係各所からの情報をいただきながら見直しを行っておりまして、哺乳瓶やミルク、乳児用のおむつ等も整備しております。

6点目は、災害を想定した実践に則した防災訓練の実施についての御質問であります。防災訓練につきましては、例年6月をめどに全町民を対象として開催しております。本年度は、6月13日木曜日、10時40分に根室東方沖で震度6の地震が発生し、4メートルの津波が27分で到達するという設定で実施いたしました。町民の災害に対する警戒心

の高揚と、第1次避難場所の確保、並びに各関係機関の緊急体制の確立を図ることを目的としており、この日参加していただいた方は全町民の約24%となります1,402名で、うち、要援護者は76名でありました。町民の皆さんは、それぞれ避難場所の確認などされたことと思いますが、年に一度の訓練でありますので、再確認の上からも多くの方々に参加していただきたいと考えておりますので、防災訓練は毎年継続して実施してまいります。また、ことしは、地震発生時に建設現場で事故が発生したとの想定で、建設業者、消防、知床らうす診療所の連携についても訓練を行っており、10月6日に実施いたしました関係機関の総合防災訓練では、北海道防災ヘリによる山火事消火訓練、事故車両からの負傷者救出訓練、マイクを使つての訓練状況の説明など、新しい試みを行っておりまして、今後におきましても、関係機関等から御意見をいただきながら実施してまいります。

7点目は、現在計画中の中学校の防災機能の内容についての御質問であります。

このことにつきましては、当初から私の思いとして、防災機能を兼ねた施設整備を行いたいとしており、町民説明会の中でもお話をさせていただきました。基本的には、災害用備蓄品の備蓄庫と避難所としても使用できる複合的な施設をと考えておりますが、町民の皆様御意見をさらにいただきながら取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 再質問をさせていただきます。

来年の3月で3年になりますけれども、東日本大震災以来、また、ことしの3月の猛吹雪で中標津町とか遠軽町で犠牲者が出ました。伊豆大島町の土石流による災害などと、冬も夏場も、つくづく自然災害の恐ろしさを感じざるを得ないわけでございます。そういったところで、やっぱり準備をきちんと、そのために準備をしなければならないわけございまして、町長に今ちょっと、もう一度確認したいのですけれども、避難計画というのをつくるというふうにおっしゃっていたと思うのですが、その辺をもう一回ちょっと確認したいのですけれども。お答え願います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 4点目の中でお話あったところでありますけれども、5点目との関連で答弁させていただいたところでありますけれども、避難計画の策定ということでもありますけれども、今いろいろ北海道にも、そういう治山施設の有効活用であるとか、あるいは各町内会の自主防災組織、あるいは町内会を通じて、裏山、あるいは高いところということの、今、いろいろな協議といえますか、そういう町内会からの話も聞きながらということで、それを一括した形でもってまとめられるのかどうか、これは今後の作業をしていく中でも、検討していく中でもって、計画という形でしっかりしたもののできるのかどうか。あるいは、それぞれの、峯浜から岬町までという長広い羅臼の行政区域でありま

すので、それぞれの地域ごとにそれぞれの特徴があると。一概に、全町を通した形で作るとするのは、なかなか難しい部分ありますので、基本的な統一した部分は統一した部分として、それぞれの地域において計画をつくらざるを得ない部分があると思います。したがって、それらは今後、一方で、防災の日々、訓練といいますか、そういう準備をしながら防災計画という形のを、きちんとしたものとしてつくれるのかどうか、それをつくったほうが、町民としてそのほうがいいのかどうか。あるいは、町民の自主防災組織という形との整合性も踏まえながら検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 先ほど町長もおっしゃっていましたが、北海道の知事が質問に答えて、いわゆる避難困難地域でありますから、そういうところは治山施設に避難路の設置も進めていく、また、そういうことで補助を活用して、高齢者でも利用できる傾斜の緩い歩道や手すりのある階段を来年度に設置するというふうに、12月5日付の道新にそういう記事が載ってまして、私も、これはすごくいいことだと。2年半前の東日本大震災の後の6月の議会でも、私、同様の質問をして、いわゆる避難路がここにはないですから、地震が、津波が起きたときにいち早く逃げるのは、やっぱり裏山に逃げるというのが一番手っ取り早いということで、避難路の簡単な階段だけでもいいから町でつくるべきではないかというふうに質問をしまして、町長は、各町内会と協力を得て検討していきたいというふうにお答えいただきましたので、避難路というのは、健全者だったらいいのですけれども、一番心配するのは、やっぱり生活弱者といいますか、お年寄りとか体の不自由な人たちが一番、あと、子どももいますけれども、やっぱり、そういう人たちが一番心配するわけですね。ですから、そういう人たちのためにも、避難路の確保は私は絶対に必要ではないかなというふうに思います。ですから、その計画はその中に含まれるのかもしれないけれども、私は、ある程度しっかりした計画を立てていくということが行政の務めではないかなというふうに思います。ぜひ、それを計画を立てて、めいめい逃げろというのが一番簡単ではございますけれども、やっぱり、主要なところは町でもはっきりしたことを示すべきではないかなというふうに私は思います。

10月26日の雨で、私の携帯にもエリアメールが入りまして、通行どめだというふうにいきなり入ったものですから、私は岬町に住んでおりまして、つまり、87号線が通行だということは、共栄町の一部、あと海岸町、岬町の人たちは、もう、通行できなくなるわけです。そうなる、生活があるわけですから、そういう生活のことを考えれば大変になってくるわけですね。それで、道路管理者である北海道の釧路振興局の中標津営業所の出張所のほうに電話しました、どこが崩れているのかと、崖崩れがあったのかというふうに言いましたら、崖崩れは現在のところはないのだけれども、おそれがあると。では、どこがおそれがあるのかと言ったら、海岸町、岬町は、みんな危険地域だというふうにおっしゃったものですから、私はちょっと慌てまして、では、道路封鎖の前に、裏山の崖崩れとかそういうのは大丈夫なのかというふうに、まず第1に疑問に思いました。そうい

うことの情報が入らないまま、道路が通行どめになりましたという放送だけだったものですから、特に町民は、何ミリ降ったら通行どめだとか、そういうことも事前にわかりませんので、そういうことを、事前に、これ以上降ってきたら通行どめの可能性がありますよ、また、裏山の土砂崩れがあるかもしれないから、そういうおそれのあるところは気をつけてくださいとかというふうな、やっぱり防災無線で呼びかけすることが、注意喚起をすることが、僕は必要ではないかなというふうに思いました。でなければ、道のほうと相談しながら、つまり、安全第一を優先しなければならないのですけれども、おそれのあるところを全面的に道路をストップさせるのではなくして、見ながら、一部規制をしながら通行させるとか、そういう方法もあるのではないかなというふうに思います。現に、当日は、全面通行どめと言いながらも、振興局の要請を受けた建設会社の車がそこにいて通していましたから、そういうことが可能ではないかなと。そうしたら、もし、それがそうだとしたら、私は北海道の釧路振興局のほうにかけ合って、こういう状態だから規制しながら通したらどうかということも町としての問いかけが必要ですし、それを、通行どめになっているところの町民にお知らせをするべきではないかなというふうに思います。

各地域の避難路ですが、さっき言ったように、災害対策本部というのは、私も防災計画をいただいておりますが、これに全部載っているとおりですね。話は前後しますけれども、この防災計画で、ぜひ見直してほしいなと思うのは、今、町長おっしゃった風水害のところなのですけれども、具体的な数値が全く記載されていないのですよ。120ミリになったら道路がストップしますよと先ほど言われましたけれども、では、300ミリ降ったらどうなのかということも全くないですから、もうちょっとその辺の数値を、120ミリになったら対策本部を設置しなければならないとかということ、地震の場合にはあるわけですから、震度5強以上の地震が発生したときには、対策本部の設置基準になっているわけですから、そういうことも僕は考えとして必要ではないかなというふうに思います。せっかく伊豆大島町の場合には、対策本部として、第1次非常体制をとったのですけれども、結局は何もしなかったということですから、そういうことがないようにお願いしておきたいなというふうに思います。

それで、避難場所の備蓄品についてですけれども、町長がおっしゃるように、70%から80%、もう完備しているのだと、食料とか、あとは暖房をとれるようなものですね。そういうものが、例えば避難所にありますといっても、やっぱり一番最初に困るのは、電気、ライフラインが切られるというのが一番、いろいろ連絡とるのでも、携帯の電池がないとかそういうことがありますから、そういうところに、ぜひ発電機、発電できる装置ですね。例えば燃料電池とかいうのも最近は出てきています、新しいエネルギーで。あとはソーラーパネルとかの再生エネルギーの分野もあります。ですから、そういうものも、ぜひ完備していただきたいなというふうに思うのですけれども、その辺について町長のお考えをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） いろいろお話ありましたけれども、最後の部分の備蓄品の関係についても、計画をつくりながら年次計画ということでやっておりまして、発電機の購入等についても、今、計画をしているところであります。

それから、前段にありました、いろいろなことにつきまして、やはり数値だけにとらわれるのではなくて、数値は一つの目安でありますので、あくまでも、そこに達しなくても、あるいは、状況によっては対策本部つくらなければならない場合もあります。だから、これはケース・バイ・ケースで、いろいろな事柄に対して対処していかなければならないと思っていますし、現実に対応もしているということでもあります。本部までいかないまでも、連絡室をつくってみたり、あるいは、関係機関の方々に集まってもらって情報を共有するとか、あるいは、これに備えて、いろいろな対策を前もって協議するとかということも今までもやっているところがございますので、あくまでも、これは一定の、气象台、道から発表される部分は、それはそれとしても、我がまちは我がまちな特殊事情もありますので、その都度、町長として、ケース・バイ・ケースの中で判断してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 話が戻りますけれども、その120ミリに達したときには災害対策本部は設置されたのですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 26日の部分だと思いますけれども、対策本部としては設置しておりません。したがって、先ほど言いましたように、状況判断しながら、私も登庁しましたし、あるいは副町長も、職員12名、合計14名、登庁しながら、その状況判断をしたというところであります。したがって、その状況によっては、対策本部ということも想定はする場合がありますけれども、今回のこの段階では、あえて対策本部は設置する必要がないという判断でありました。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） IPCCというのを御存じない方が多いと思うのですがけれども、これは、世界気象学会と、それから国連の環境計画が両方が合わさって設置しました気候変動に関する政府間パネルという組織があります。それによりますと、今後、温暖化とともに、大雨洪水の可能性が高いと予測されております。これは世界の科学者が数千人そこに参加しているということで、すごく信頼性の高い機関だということで、最近注目されているのですけれども、そういうことがありますので、もちろん、今まで、東日本大震災で津波の被害が大変大きかったものですから、皆さん、そういうことにすごく気を遣っていらっしゃるというのはわかるのですけれども、大雨が降るといふことの経験は、まだ我が町でもそんなにない、昔は羅臼川が、僕たちが本当に子どものころ、羅臼川が氾濫したのはあるのですけれども、それぐらいで、これからそういうことの注意というものが頭に入れていかなければならないというのがあるのだと思います。それについて、私は、やっば

り大雨についても、雨についても、注意深く、土砂崩れだって起きない可能性は全くないわけですから、つまり、あれが120ミリでとまったと。それがもっととどんどんふえて300ミリになったときに、伊豆大島のような土砂崩れが起きる可能性だってあるわけですから、そういうことで、僕はもうちょっとその辺を真剣に考えていったほうがいいのではないかというふうに思います。

津波に関しても、ここに、この前、子どもたちが学習したという新聞の記事がありました。国後があるから羅臼に津波は来ないというふうに、ほとんどの羅臼の町民は思っているわけですね。私もそういう頭がありました。だけれども、そういういわゆる迷信といえますか、釧路教育大の准教授の境先生は、子どもたちには、そういう、いわゆる根強い迷信を変えていきたいというふうに言っているわけですから、そういうことも考えると、第一に、ここの地域の情勢を考えると、避難計画あるいは避難路というのは絶対に必要ではないかなというふうに私は思いますので、町長にその辺を、策定をやっていくべきだというふうに強く言っていきたいというふうに思っております。ここにも津波避難計画がですね、太平洋沿岸の津波浸水予測図があって、それで、北海道の沿岸の38市町のうち、未策定なのは、避難計画を策定していないのは、我が町を含めて12市町だと。そのうちの10の団体は、もう計画に着手していると。別海町なんかもその中に入っていたのですが、来年3月までに策定をするというふうに目標を掲げてやっていますので、我が町もそういうふうに目標を掲げて、なるべく早くそういうふうに、やっぱり町民が安心して暮らせるというようなまちにしていくためには、こういう計画が私は必要ではないかなというふうに思います。町長の御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の後段の部分の計画の部分でありますけれども、先ほども答弁申し上げたと思いますけれども、特に町内会、あるいは自主防災組織という中で、それぞれの地域の特色というか特徴、特殊性がありますので、行政としてというよりは、まず第一義的には、やはりそこに住む人たちが避難してもらうということが先決であろうと、行政がなかなか、2次的には、いろいろな場面でもって行政が対応しなければならない部分が多々ありますけれども、最初の段階というのは、なかなか行政が全町的にできないというようなことがありますして、それは、それぞれの地域地域の特徴、事情の中でやっていかなければならないということだと思っております。今、それぞれの町内会に、そういう避難路の、どこが一番適しているのかということの、場所の問題も含めて検討していただいているところでありまして、特に、健常者ではなく弱者の避難についてというのが非常に課題としてあるというふうに思っていますので、その辺も考えたときに、当然、それぞれの地域の人たちの協力を得なければならないというのが基本にあるというふうに思っているところであります。

それから、前段のほうで、大雨等による土砂崩れのことについて、羅臼町は余り経験ないというような話ありましたけれども、大いに経験があります、経験というか、実際に今

まであります。土砂崩れによって亡くなった方もおります。それも、1カ所や2カ所ではなくて、あるわけでありまして、そのことを踏まえながら、雨が降ったときに、120ミリとかという数字にこだわることなく、それぞれの地域によって、これだけの長いまちでありますから、峯浜が何でもなくても岬町は非常に危険であるとか、その逆もあるわけがあります。したがって、その山の状況によっては弱い地盤のところもありますから、同じ120ミリであっても、大丈夫なところと、そうでないところとある。一概に、全町一律にということには、なかなかいかない部分もあるということも含めながら、日々、危機感を持ちながら、そういう雨の場合、大雨の場合、緊張しながら当たっているということでもありますし、今後もそういう心構えでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 過去にそういう被害があるのだったら、なおさらやっぱり。私は疑問に思うのですよね、120ミリで防災無線に入るのだったら、同時に、裏山気をつけてくれとか、そういうふうに注意喚起が必要なのではないかなというふうに思います。道からの要請だけではなくして、我がまちでも、例えば危ない箇所というのを、町長が言われるように、町内会でわかっているのだったら、そういうところを事前に町が把握して、そういうところ見回るとか、そういうことも必要ではないかなと私は思いますけれども、町長、どうですかね、その辺は。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の質問でありますけれども、一定の数字に達しなければ防災無線云々という話ですけれども、私の今までの中で、状況によっては、町民にそういう警報が出るおそれがある等も含めながら、家の周りの、そういう、風に飛ばされないような対策であるとか、あるいは土砂崩れの危険があると、ケース・バイ・ケースによって情報は流してきているつもりでありますけれども、もしそれが不足とするならば、今後さらに密度を高めていきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） ぜひ、情報を細かく、細かくというか、前段、通行どめになる、いきなり通行どめというのではなくして、その前段、例えば、雨量が大体このぐらいになったらこういうふうになるよというようなことがあるのだとしたら、そういうことも、我々町民は、どうなったら通行どめになるのかということを知らされていませんから、そういうことを、ある程度前もって町民に対して注意喚起、あるいは、ここにはこのぐらい降っているよというようなことも含めて、防災無線を使って、あるいは広報車を使って回るとかということも方法としてあるわけですから、そういうことをやっていただきたいというふうに思います。

町長、避難計画は、私は地域がつくるのではなくて、やっぱり町がつくるべきだというふうに私は思いますよ。それは、避難計画をつくる段に当たって、当然、各町内会の協力が必要なわけですから、そういう地域地域で、もし事情があるのだとしたら、そういうこ

とも含めて、各事情を勘案しながら計画をつくるべきだというふうには私は思います。何でも行政にやらせればいいというふうには私は思っていません。防災については、自分のことは自分で守ることが防災の基本ですから、それは町民の方々は多分周知しているのだと思います。ただ、私が思うには、健常者はいいと。だけれども、お年寄りだとか体の不自由な人たち、あと、子どもたちは、やっぱり、どうしても自分の身を守るといことは困難になってくるわけですから、そういうことを、行政としての手だてが私は必要だと思いますよ。そういうところを、町長、もう一回答弁お願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 何度か繰り返しておりますけれども、もし私の答弁が不足であって誤解を招いたとするならば、あえてお話ししなければなりませんけれども、防災の避難路も含めた計画ということにつきましては、地域の町内会あるいは自主防災組織の中でという話は、あくまでも、それは、その中でまとめてもらったものを最終的には町が計画をつくるということでありますので、そこは町の責任において計画はつくるといことで御理解いただきたいというふうには思っているところであります。

それから、通行どめにつきましては、逆に、通行どめしないということに関して後から問題になる場合があるということでありますので、何回も繰り返しますけれども、これはあくまでも数字だけに頼るのではなくて、ケース・バイ・ケースということで、そこまでの数字に達しなくても、やらなければならない場合があります。例えば雨の場合、全くそんなに雨がなくても、例えばひかりごけのところのように越波して通行どめにしたという経緯もあるわけでありますから、そういうようなことも踏まえながら、今まで、特に共栄町から岬町に至っては、そういう土砂崩れ、あるいは崖崩れの心配もあることから、道のほうにお願いし要請しながら、トンネル化ということにもしていただいているわけでありますし、あるいは、北海道に治山工事という中で随分やっていただいているということの中で、以前と違って、同じ雨が降っても、以前のような土砂崩れは少なくなったと。ほとんど、ないわけではありませんけれども、かなりなくなったというような状況もありますので、あくまでも、何度も繰り返しになりますけれども、いろいろな今、高島議員がおっしゃったこと、これは、ケース・バイ・ケースという中での、最終的にまちをあくまで守っている町長の責任においてやっていかなければならないことでありますし、道道についてはそれはそれとして北海道という、それぞれ道路管理者がという責任の中でやっていくということになろうかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） しつこいようなのですけれども、今、町長が、避難計画、各町内会の協力を得て、その後つくるというふうなことで理解してよろしいのですね。私はやっぱり、各町内会その地域の、17町内会があると思うのですけれども、その協力というのは絶対に必要だと思うのですよね。やっぱりその事情というのは、その場所で、町長が言うように、その場所でしかわからないというのはありますから、それは当然、ここの

場所に例えば避難路をつくるといった場合も、お年寄りとか、ここにつくってほしいという要望を私もいろいろ受けたのですよね、受けているのですけれども、それは、町内会をまたいでいろいろ言うということはできませんから、町内会で話し合うと、町長、たしか言っていたよというふうに、そうやってお答えしたのですけれども、そういうことを大事に計画というのをつくっていただきたいというふうに私は思います。

それで、先ほど町長がおっしゃったように、ケース・バイ・ケースで、数値を盛り込まないのだといったことも、私は、ケース・バイ・ケースであれば、そういうことも防災無線で本当は流してほしいと。どうしても急ぐといった場合に、そこを全面通行どめだというふうに諦める人もいるかもしれません。ただ、現実的には、その場所で通しているよということであれば、防災無線は何の意味があるのかなというふうに思いますので、もし、そうだとしたら、ここで規制をしているというふうなことも、規制をして通しているのだというようなことも防災無線で知らせてほしいなというふうに私は思います。

次に、災害を想定した実践に則した防災訓練の実施についてなのですが、先ほど町長の答弁で、大体、地震が起きて津波が2.5メートルですか、それを想定して防災訓練をやりましたというふうにおっしゃっていましたが、もちろん、防災訓練で参加、つまり、町民の意識を高めるために参加してもらおうということは、すごく大事なのだと思うのですよね。けれども、私は、先ほど、120ミリに達したけれども……、済みません、話があっちこっち行きますけれども、先ほど、10月26日の通行どめの件で、災害対策本部はつくらなかったというふうにおっしゃっていましたが、例えば、あれが300ミリになりそうだと、もっと降りそうだと、崖崩れが起きそうだなということ想定しながら、対策本部を、もちろん訓練ですから対策本部設置するのでしょうかけれども、そういうことを踏まえて、もっと複合的に、例えば大雨になりましたと、崖崩れもあります、川も氾濫する、橋も流されるかもしれないといったときの、複合的に起きた場合にどうやって対処するかということも、その中には、毎回、津波の訓練だけだと、やっぱり住民もそれしか頭になくなりますから、雨が降って土砂崩れになったときにどうするかということも、中には、実施訓練にも防災訓練にも含めていただきたいなというふうに思います。

さっき、大島町のように、せっかく非常体制をとったのだけれども、警察の要請も受けながら何もなかったということが一番問題なわけですから、それはやっぱり指揮系統、命令系統、町長が一番頂点に立つのですけれども、そういうことをしっかり判断してやっていただきたいというふうに思います。それが防災訓練の成果というふうになるように、ひとつお願いしたいなというふうに思います。

中学校の防災機能の内容ですけれども、先ほど、私も避難所の備蓄品に、発電機、発電装置をぜひ備えてほしいというふうに言いました。先ほど、診療所の田川先生のアドバイスで、医療品も置くということが新たにつけ加わりましたが、新しい中学校には、再生エネルギーのソーラーパネルとか環境に優しい燃料電池とか、そういうことをぜひ配備していただきたい。どうしても、冬場、もし、そういう災害に遭ったとき、暖房が必要

ですから、ぜひ、前回の東日本大震災で、避難したのだけれども、買い出しにおにぎり買いに行っただとか、油持ってきてもらったとかということがないように、ぜひ前もってそういう準備をしていただきたいなというふうに思います。

自然災害の怖さを、やっぱり東日本大震災以降、各地で敏感になっていますし、我々、特にお年寄り、あと体の不自由な人たちが心配するわけですね。ですから、本当に防災訓練も真剣に取り組むような感じになって、備えあれば憂いなしですから、町民が羅臼町に安心して暮らせるというふうに万全を期していただきたいと思います。最後に、町長の気持ちをちょっとお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 防災訓練、今までも、いろいろな形を変えながらやってまいりました。特にことは、防災ヘリ等に訓練に加わっていただいているということでもあります。これも、とりもなおさず、本部が設置されたときというようにも踏まえながらやっているわけでもありますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、本部についてもケース・バイ・ケースの判断で設置すると、何ミリに達したから本部を設置するのだとかということでは決してないと、状況判断だというふうに思っているところでもあります。

それから、訓練の効果も含めながら、いろいろな技術的なこともさることながら、そういうことをやるということで、町民意識ということ、ここが大きなポイントであろうというふうに思っています、今後においても継続してやってまいりたいというふうに思っておりますので、議員皆さんの御協力もお願いする次第でもあります。

それから、やはり根本的に、この災害ということに対して、行政としての役割の限界、あるいは、それぞれの、前から申し上げておりますように、自分の命は自分で守るのだと、自分の命を守ってこそ、次の、周りの人の命を守るということからいきますと、自助であり、共助であり、そして、最終的には町がかかわらなければならない公助であるというような段階も一つあるのだということも踏まえながら、しっかり防災対策ということについて取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） しっかりした防災をやっていくということの力強いお言葉いただきましたので、もちろん、町民は、自分のことは自分で守るというのは、どこでもそうやって言われていることで、東日本大震災でもそうでした。やっぱり生活弱者に対しての心遣いというのは、行政がやるべき問題だと思います。町民は行政ほど情報持っていませんから、例えばの話、地震の場合には、今、テレビでばあっと出ますから、わかりやすいのですけれども、地域で降った雨だったとか、そういうことの情報になかなか町民は捉えられませんので、その辺の情報をしっかり出してもらうようお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 以上で、高島君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。午後1時再開します。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

次に、2番田中良君。

○2番（田中 良君） 通告に従い、一般質問いたします。

12月となり、本年、先ほど町長から行政報告があったように、ことし、漁協の水産、水揚げにつきましては、昨年を大幅に上回り、喜ばしいことだと感じております。もう本年もあと二十日余りとなりました。今後は、事故のないように終了していただければと願うものでございます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、羅臼町の産業活性化推進の施策として、今年度、どのような取り組みを考えているのか、また、現在行った施策の事業効果等の検証は行っているのか、お伺いしたいと思います。

2点目につきましては、羅臼の基幹産業であるところの漁業施策について、2点ほど質問させていただきたいと思っております。

まず第1点目に、町内にある漁港の中で老朽化している漁港の整備について、これは相泊漁港から、一番新しい峯浜漁港は老朽化しているとは言えませんが、いろいろと問題点の持っているところもあるとお聞きしています。そんな部分もあわせ持って質問したいと思います。

2番目には、ことしは漁獲量が多くて、漁業者にとっては大変喜ばしいことでしたが、懸念されます漁業の減少につきまして、将来、羅臼漁協がとり行っているところで現在行われている増養殖につきまして、町としても今後さらなる増養殖の計画があるかと思われれます。その辺について、現在行っているもの以外の新しい施策についてどのように考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

3点目には、さきの臨時会で耐力度調査を決定しまして進んでおりますところの新羅臼中学校のことについて、2点質問したいと思います。

まず1点目に、先ほど申しましたように耐力度調査が行われているところでございますが、今後、建設までの工程はどのように考えているのか。

2点目には、羅臼町民の思いを新中学校に取り入れる方法はどのように考えているのか、この2点につきまして、町長のお考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま、田中議員より3件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町の産業活性化推進の今年度の取り組みと事業効果等の検証についての

御質問であります。地域産業の活性化につきましては、執行方針でも述べておりますが、羅臼町産業活性化プランに基づき、関係団体や町が、それぞれ施策の展開に努めているところであります。事業推進の体系を3点にして、一つは地場水産品を核とした産業活性化の推進、二つ目として、海洋深層水の利活用による産業活性化の推進、3点目として、世界自然遺産知床の利活用による産業活性化の推進、この三つを柱として、さまざまな事業が展開されております。

主な事業でございますが、地場水産品を核とした産業活性化の推進の領域では、魚の城下町らうす情報発信として取り組まれている羅臼町のシンボルマークをモチーフとした携帯ストラップやバッジの制作販売、地場水産品の高付加価値化として取り組まれている鮭節。鮭節と昆布の出汁醤油「メナシの恵み」の販売、そして、本年度は新たな事業として、これまで一部廃棄物として処理されていた昆布の根や鮭加工残渣頭部の商品開発再利用事業等があります。また水産品の購入機会の提供では、浜の母ちゃんごっこ市の開催、町外における販路拡大、情報発信の推進としては、道内外での各種物販事業の展開などが上げられます。

また、世界自然遺産知床の利活用による産業活性化の推進の領域では、観光ガイドの育成、町内施設の有効活用として取り組んでいるビジターセンターや、国後展望塔の月曜日開館、農林体験実習館の有効活用と環境保全を目的としたエコスミレプロジェクトによる秋祭りの開催、体験型・滞在型観光のメニューの創設として取り組まれた学習旅行などの受け入れや、体験プログラムの開発を推進する体験学習推進協議会の活動などが上げられます。これらの事業は、プランの重点事業として位置づけており、年度末に実施主体となる団体に事業実施評価表を配付し、取り組みの成果や課題などについて把握、検証しているところでもあります。いずれの事業も、おおむね取り組みが定着しつつあり、今後におきましても、特に重点事業を中心に検証を行い、行政として各種施策の充実発展と新たな事業への支援に努めてまいります。

2件目の、基幹産業の漁業施策について2点の御質問であります。

1点目の、町内にある漁港の中で老朽化している漁港の整備についてのお尋ねでございます。町内には、羅臼漁港を初め7カ所の漁港がございます。羅臼漁港は国が直轄で整備する第4種漁港で、残りの6港につきましては、北海道が整備する第1種、第2種漁港となっております。羅臼漁港の整備につきましては、衛生管理施設整備が平成24年度に一応の完成となり、引き続き中央埠頭耐震岸壁の整備が実施されております。中央埠頭耐震岸壁につきましては、防災上、重要な役割を担うものと位置づけており、早期完成に向けて要請を続けております。

今後の計画としては、現在、巡視船「てしお」が停泊している西防波堤周辺の護岸や用地、道路の整備も計画されております。また、羅臼漁港は、観光船の乗降、修学旅行で、市場、昆布倉庫、深層水の取水施設の見学コースとして定着し、漁業以外の活用に大きな役割を果たしております。これからの羅臼漁港の整備は、漁業はもちろん、観光や教育な

ど、漁業以外の分野での活用に備え、トイレや休憩所などの整備が必要と思われることから、漁協を初め各種団体の意見を聞きながら、国に要望してまいりたいと考えております。羅臼漁港以外の整備補修につきましては、漁協からの要望を受けた案件について、町が北海道に対し要望しております。主な要望の内容は、しゅんせつ、越波防止のための防波堤のかさ上げ、岸壁の補修、斜路の補修等があり、毎年、北海道におきまして整備補修をしておりますが、北海道の予算の関係上、事業量は限られているのが現状であります。また、防波堤のかさ上げなど、大規模な整備補修につきましては、多額の事業費が必要となることから整備がおくれております。しかしながら、漁港は漁業生産の重要な施設であり、漁業者が安心して使用できるよう、引き続き北海道に対し要望してまいります。

2点目の、増養殖事業について新しい施策は考えているのかとの御質問でございます。

近年、主要魚種のホッケやスケソウダラは減少傾向にあり、イカの豊漁はあるものの、資源と漁獲が不安定な状況にあることに加え、魚価も不安定な状況に置かれております。このことから、新たな資源を活用し、新たな産業を興し、雇用の創出を図る方法として増養殖事業が考えられるところであります。

一昨年、漁協、漁業者と連携しながら、新たな産業と雇用の創出を目指すことを目的に羅臼陸上生産研究会を設立いたしました。この研究会は、羅臼漁港内の蓄養施設や深層水の有効利用を図り、陸上養殖の可能性を探るために設立し、アワビや海草類の増養殖の事業化を目指しましたが、実施には至りませんでした。今後、新たな増養殖事業についての必要性は十分認識しておりますが、実用化には多くの課題があり、現状では難しい状況となっております。しかし、現在、漁協で行っている、ウニ、ナマコ、真ガレイなどの増養殖事業について、資源の安定的な増産が図られるよう、町としても支援をしてまいりたいと考えております。

3点目の、新設中学校に関して2点御質問でございます。

1点目の、耐力度調査後の建設までの工程はどのように考えているのかとの御質問ですが、さきの第2回臨時議会におきまして、町立中学校2校を廃校とし、新設中学校を羅臼中学校敷地内に建設するために、現羅臼中学校校舎の耐力度調査委託料が提案され、原案のとおり決定をいただきました。これにより、平成26年度から29年度までの期間で、校名、校歌、校章、制服などを新たにする中学校建設に向けてスタートすることになります。今後は、統合に向けた作業が必要となってまいりますので、各校PTAを初め、関係団体とも連携しながら、具体的な新設校開設に向けた準備に入っております。想定される今後のスケジュールであります。平成25年度中に耐力度調査、26年度中に基本設計、地質調査、27年度に建築申請、実施設計、道ヒアリングなどが行われ、平成28年度交付金内定後、着工することとしております。

2点目は、町民の思いなどを新中学校に取り入れる方法はどのように考えているのかとの御質問であります。現在、今後の各種作業スケジュール等の整理、調整を行っているところでありますが、当然、児童・生徒、保護者、学校関係者、地域の思いや要望等を取り入

れながら、限られた財源で、できる限りのよい施設となるよう進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目に、地域活性化推進の施策として町長から3点について説明をいただきました。その中で、まず1点目の地場産業のことについて、ちょっとお聞きしたいと思えます。

町長が申されたように、ことし新しい事業も動き、昆布と、あと、鮭節とかを利用した新しい企業も実施されたことはお聞きしております。若い考え方で、いろいろな施策を町のほうへ投げかけて実施しているのは大変喜ばしいことだと思います。それを踏まえまして、特に地場産業の中で、今、町長が申したように、いろいろな利用できる資源を再利用しようということを、町長は盛んにおっしゃってありました。そのためには、まず、その再利用しようとする資源を、どのような数量があるのか、また、それをどのようにストックヤード等を利用しながら、組合に2階建ての新漁港とかがあって、施設的には不十分かもしれませんが、施設的には少しまだ余裕があるスペースもあると思えます。そういうようなところを例えば使って、ストックヤードの見方を考えると、いろいろな方法はあろうかと思われまます。その辺のあたりを、行政としてはどのくらいまでのスパンで考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 最初の段階でもお答えしたと思えますけれども、未利用資源ということで、それから未利用ばかりではなくて、中には廃棄しているというようなことも含めて、それが活用できないかということも当然あるわけでありまして、それらについて、今、ストックヤードという話もありました。御案内のとおり、羅臼の漁業、いろいろな、多種多様な魚種がありまして、しかも、変動が非常に著しいといえますか、変動する魚種であるということ。増養殖事業ということでやっている典型的な例として、サケがあるのですが、これも解決ざる問題でなかなか思うような計画というか、想定するようなことにはならないという不安定な要素も抱えていると。加えて、回遊魚であればなおさらのこと、イカの大漁に見られるように、あるいはスケソウのような形で、資源が不安定だということからいって、大量にそれを展開していくということは非常に難しい部分があるのだろうというふうに思っています。したがって、今、田中議員おっしゃるようなストックヤードという問題もそこに出てくるのかなというふうな思いはしているのですが、この辺については、町が先導的にどうするというより、やはり事業者、あるいは、そういう漁業者、さらには漁業協同組合、そういうところが、ある意味中心になった中で、町のほうと協議しながら、あるいは連携しながら、状況によっては町がバックアップするような体制も含めて進めていくべきであろうというふうな形で今も進めておりますし、それに

田中議員おっしゃったように、若い町民の中で、新しい事業を、小規模であるけれども展開しながら着実にという面も出てきておりますので、それらが少しでも多く出てくるように、点が多くなって、それがいずれ面になるように、町としても支援してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 町長のおっしゃるとおりだと、私も思います。特に、若い人方はいろいろなことを考えて発信をされていると思います。ぜひ行政としても、アンテナを張って、より早く情報を収集して、いい方向に導いていただければ幸いです。

続きまして、2番目に、羅臼で一番最初に取り組みました海洋深層水の取水、あと、使い方、現在、海洋深層水は、先ほど町長が申したとおり、鮮魚の鮮度保持等を含めまして、羅臼漁協では組合員全員で鮮魚出荷の折、あと、洗浄等も海洋深層水を使って出荷をしている状態でございます。世界的に見て、海洋深層水の注目度というのは高い位置に今あるかと私は捉えておりますが、羅臼町は、全国でも先駆けて、早い時期にこの海洋深層水の取水を取り上げて研究をしながら、いろいろな方向で進んできていると思います。私の記憶の範囲内では、既にもう十数年を超えております。これから先、羅臼海洋深層水を、うちの3点の中の一つとして捉えるのであれば、今後どのような方向が海洋深層水に伸びていくのか。今の現状で言えば、ただ洗って使うばかりではなく、いろいろな方法が多種多様に出てきていると思います。その辺のあたりの検証の、ほかの場所ではいろいろな方法を捉えて海洋深層水が使われております。その辺のあたりを羅臼町で、3点目にも出てきますけれども、世界遺産というこの立地条件を利用しながら、それを含めまして、行政としてどこまで考えていっているのかの現状を教えてくださいたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議員御承知のとおり、羅臼の海洋深層水、おおむね90%が漁港であったり、あるいは魚介類の鮮度保持ということに使われておりまして、他の先進地でも深層水やっていますけれども、他に類を見ないような、水産分野にほとんど使っているというのが現状であります。非水産分野について10%程度という形の中で、いろいろ今、企業等が深層水を使った商品開発もされているという状況でございます。そういう中であって、今までこの海洋深層水の利用が、ここまで、ある程度充実、定着したというその中であって、パイロット企業が随分こういう形の中でもってやってきていただいたということがあるのだというふうに思っているところでありまして、今後、さらなる高度の利用の仕方も含めて、深層水の利活用協議会というのが一つありまして、その中で、いろいろとまた情報交換しながら新たにどのような、うちの海洋深層水を使ってもらえるのか、利用できるのかということ、その利用の仕方によっては、当然、町としてもいろいろな場面で情報も含めながら、バックアップしていく必要があるだろうというふうに感じているところであります。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） そのように取り組んでいただければありがたいと思います。ただ、町長が申したように、深層水の取水能力は現在、私の範囲内では、大体80%程度の取水能力で運用されているようにお聞きしております。これは、いろいろな電気代とか使用料とかを計算して取水していることと思います。実際に90%が組合のほうで鮮魚保持とか洗浄に使われているとは聞いておりますが、ただ、いかんせん、羅臼漁港だけの施設でもありますし、ほかのところには使われていない部分もあります。そのほかに、現在、取り組みの中で、昨年あたりから、実際に養殖昆布の洗浄等にも使いながら、養殖昆布の人方もいろいろな深層水の利用方法を考えて取り組んでいるところでございます。そういう面もあわせますと、今後の展開につきましては、町長がおっしゃったように、やっぱりパイロット企業もありますけれども、パイロット企業を育てるとともに、地場のいろいろな漁業関係者のもので深層水使えるものというのはかなりの数あると思います。その辺も町が組合のほうにも投げかけてあげて、お互いに両輪で動いていただければ、組合が中心になってやるものではないと思います。やっぱり全体で、羅臼町の基幹産業でありますし、全体で考えて捉えながら動かなければならないと思われま。

続きまして、3点目の世界遺産につきましては、学校教育研修とか、いろいろなもので誘致をしていただいたり何なりして、少しずつ広がってきていると思います。特に世界自然遺産という、この知床の地の利点が、ほかから見ると、すごく魅力的なものだということは、私たち住んでいる者には気づかないのですけれども、他町民の方にはすごい立派な財産だというふうに、私も出先ではたびたびお聞きして、やっぱり自負するところだと思います。そういう点から踏まえまして、この世界遺産を、いかに自分たちのまちで、町民が活用できるように、少しでも町民の利益につながるような誘導の方法をしていただくために、私たち民間でも考えて町にも打診することも多々あるかと思えます。ぜひ行政の中でも、そのような前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思えます。これにつきましては、町長の答弁は割愛させていただきたいと思えます。

続きまして、基幹産業であります漁業施策についてです。私は今回、2点の質問をいたしました。特に漁港につきましては、羅臼の漁港の2階建てのほうは整備されて、近代化されて、日本でも類のない2階建ての漁港として使われております。また、峯浜漁港につきましては近年開港された漁港ですから、大変使いやすくなっていると思えます。ただ、ほかの、峯浜漁港でもなのですけれども、砂の堆積とか、いろいろな潮流の関係がありまして、また、そういうような形で、新しい漁港なのですけれども、何年かに1回は砂をしゅんせつしなければならぬとか、そういうような感じの形になっております。また、相泊港、言わせてもらえば、オッカバケ港、この2港につきましては緊急避難港と指定されております。されてはいますが、実際に悪天候のときに避難できるのではなく、その港からさらに避難しなければならないような港と相なっているはずでございます。それは大変危惧されるところでありますし、ただ、町長も冒頭で申したように、これは、国、道が施策として要望を上げて取り上げてやっているものだとも私も認識しております。ただ直せ

ばいいという問題ではありません。いろいろな、かさ上げしたことによって悪影響も及びますし、テトラポットを増設していいものとか悪いものとか、潮流の流れ、いろいろなことを踏まえすと、全部要望どおりやるのがいいことだと思いません。でも、やっぱり漁港というのは安全が第一だと考えられます。その辺は地元のことを強く訴えていかなければならないと思われまますので、その辺のあたりで、町長、行政がどこまで漁港に対して考えているのかを1点お聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 各漁港には、それぞれ漁港利用組合というのがございます。したがって、漁港組合の組合さんたちが常日ごろ使っている状況の中で、どういうところに不便があって、どういうところが補修が必要なのだということ、これは組合としてまとめているというに私は承知しております。したがって、組合の中にも、いろいろ地域の中では、その魚種もありますから、例えば斜路を必要とするところとそうでないところもあるということも踏まえながら、それをまとめたものを漁業協同組合のほうに、こういうことなのだという話を持って、さらにそれを町にと、町はそれを見ながら道のほうに要請をしているというのが、今、漁港の修理等にかかわる流れであります。当然、町としても、町民が利用する漁港ですから、要望どおりということにできれば一番いいのしょうけれども、その要望の中には、今、田中議員がおっしゃったように、必ずしも、それが果たして、漁港の修理、あるいはすることによってどういう影響があるのだということも、これまた必要であろうというふうに思っております。したがって、先般も、前にも出ましたように、テトラポット、消波ブロック等のそういうことについての、それが影響があるのかなのかということも議論された経緯もありますから、そのことも踏まえながら、要望が出たから、ただそのままストレートに道にすることではなくて、町は町としてそれを検証しながら、取捨選択しながら要望していきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 町長がおっしゃっているように、組合さんから要望を受けるといって、行政がそれに応えるという形は確かによろしいと思います。受けた後に、さらにもう一つお願いしたいのは、それを利活用、利用組合の人方が出している漁民の方がおります。その人方に、ぜひ、再度、その結果を一度落としていただければありがたいと思います。組合を通じても、これは全然オーケーでございますけれども、そのような形でお返し願いたいと思います。

それと、今の漁港につきまして、ちょっともう1点、私は行政のほうにお願いしたいと思えます。

まず、羅臼漁港なのですけれども、先ほど町長も答弁にあったように、いろいろな観光とか、いろいろな体験学習等のために漁港を使われております。町長もおっしゃったように、トイレを整備とか駐車場の整備とか、いろいろとおっしゃっておりました。しかし、これは何年前からもずっと見ていまして、羅臼漁港、この施設の中で、実は水洗化さ

れて今の現状と同じトイレを使えるのは、2階建てトイレ、1カ所のみだと私は把握しております。ほかのトイレはくみ取り式の昔のトイレでございます。こういうトイレに、果たして観光客の人方、都会から来た人方が入るのかなと、利用するのかなという意識もありますし、ぜひ、衛生面とか、いろいろなものを考えるのであれば、トイレ等の整備、もしくは羅臼漁港でおっしゃいますと、西岸壁は確かに観光船の受け入れをして現在使用されております。悲しいかな、その係留している施設ですら、駐車場が未舗装のままでございます。これは、3年も4年もたっても未舗装状態です。道の敷地とはいえども、要望書の中に上げてはいるのしょうけれども、町長が冒頭におっしゃったように、予算のつけ方が少ない、どれが優先でやるかという話にもなるかと思われまます。ぜひ、知床世界自然遺産のところの中である羅臼漁港は、特にメーンの観光地の歩く場所でございます。私たち、歩いてみても、やっぱり、ちょっと観光地とはふさわしくない、もう少し整備されてもいいのではないかなと常日ごろ思っているところでございます。その辺のあたり、行政としてどのように考えているか、お答え願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 羅臼漁港の、国直轄という形の中で現在も整備していただきましたし、これからもまだまだ残っている事業もあるわけでありまます、そういう中であつて、実は一昨日、この羅臼町の下の会議室におきまして、羅臼地域マリナビジョン協議会というのを開催いたしました。その会長に私になっていまして、その構成員として漁業協同組合であるとか商工会、観光協会等々がメンバーとしてかかわっていただいているわけでありまますけれども、余り聞きなれない言葉かもしれませんが、もう十数年前からこの地域マリナビジョンというのは北海道の中で何カ所かできて活動しているのですが、その活動内容といいまますと、今まで、ともすれば、漁港だけをつくって、ハードの部分だけをただつくったというだけで、漁業者が主に使う港だという意識があつたのですけれども、そうでなくて、これからは、漁港を中心にしながら、いろいろな地域起こしなり地域振興を図っていくのだというプランニングをしながら、国に対して、それを計画を上げながら整備をしてもらっているということでありまますけれども、今後は、ハードのみならず、ソフトの部分についてもということで、今、見直しを行っている最中でありまます。

私どもとしては、先ほどもお話しましたように、羅臼漁港、修学旅行の受け入れであるとか、観光客の市場見学であるとかというような形の中で、漁業者だけではなくて多目的に使われる漁港になってきていると。観光船もしかりであります。したがって、そういうことからいくと、当然そういう、通りであるとか休憩所であるとかという必要性はあるのだということ、国のほうにも以前から、ごく最近ではありまますけれども、訴えているところでありまして、国もそれについての必要性は認めてはありまますけれども、まだ計画的に、では、それをするのだということまで至っていないというのが現状でありまますので、今後、できるだけ計画に盛り込めるように、行政、あるいは頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように計画を進めていただきたいと思います。羅臼漁港につきましては、先ほど町長の行政報告の中にもありましたし、私の質問にも答えていただきまして、イカの大漁ということが、先ほど24億円近くのことしは外来船の荷揚げをいただいたということもあります。特に、私たちは二、三年前からのイカの豊漁につきましては大変喜ばしいことだと思っております。それにつきましては、やっぱり私も今回質問した中で1点行政のほうにお願いしたいのは、100隻余りの外来船が羅臼町に入港します。この間、議長、町長を初め、おもてなしの心で各船を回って、羅臼の特産物を届けたことが新聞に掲載をされておりました。大変喜ばしいことだと思っております。そういうことを考えますと、特に、羅臼の外来船の係留場所は3カ所余りに限定されております。当然、100隻という船が入ります。1列に5隻、6隻、4隻、5隻という、連続された形態の船の係留の仕方になります。羅臼漁港というのは十分広い漁港ではありません。特に私が気になるのは、夜の外来船といえども、夜、イカ釣りに出ている日ばかりではありません。しけて港に帰ってきたり、港に係留しているときに、夜、電気が不足して外灯がほとんど消えている状態もありました。ことしは、特に気になったのは、1カ月早いおかげで、電気の架設工事が間に合わなかった現状があります。本来ならば9月から、イカの豊漁ということで、架設電気をつけたり何なりするのですけれども、ぜひ安定化して、年中ついている漁港でいただければありがたいのかなと思います。あわせ持って、外来船の人方とお話ししたときに、羅臼町で何が足りないのですかという話を聞きました。そうしたら、羅臼町はすごく現場が近くて、一番好漁の場所だと、水揚げにも、燃料代もかからない、そして、ことしは魚価が高い。そうしたときに、何が羅臼で足りませんかとお話しをお聞きしました。そうしたら、外来船の皆さん方は陸電施設が欲しいと。いわゆる電源です。外来船は、当然、町長、御存じのとおり、軽油とガソリン、重油を使いながら、電気発電機を2機待機して動かしております。当然電気がなければ、主電力ではなく補機という次のエンジンを回します。彼らの船は日本中を走って歩く船ですから、当然補機も大きいです。ということは、消費燃料も莫大な燃料になります。ほかの道内の漁港であれば、陸電施設のきちんとなっているところがあります。コンセントがあって、200ボルトと100ボルト両方の電源が使える施設でございます。これはぜひ、うちのまちにも昔、実は縦岸壁のところに陸電のコンセントがございました。ただ、除雪等のときに破損いたしまして、それで使えなくなって撤去している状態でございます。当然、これにつきましても組合からの要望があって、町がそれを応援していくような形になろうかと思えます。組合からの要望を待つのではなく、これだけ羅臼に恩恵を与えてくれている外来船のこともあります。陸電がそろうということは、地元の船も利用できます。当然、外来船が入らないときは地元の船が使っております。船も修理するときには電気が必要です。そうすると、修理の人方も発電機を持って、トラックに積んで修理に行っている現状でございます。そういうことを考えますと、やはりまず電気が必要だろうと、あの辺のあたり

は。ぜひ行政のほうで取り組んでいただけるかどうか、この辺をちょっと、町長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、田中議員おっしゃったこと、実は私も不勉強で、そこまでのニーズがあるというふうなことを承知しておりませんでした。したがって、今、この話を聞きましたので、この辺については漁協にも話を聞いて、地元の船も利用するとするならば、どういう形でもってそれをできるのか、すべきなのか、施設自体が国の施設ですから、勝手にやるわけにもいかないと、漁協と町だけでやるわけにもいかないということも含めまして、検討させていただきたいと思います。ただ、私が外来船のところを訪問したときに、いろいろと注文というか、ニーズも聞いた中で、この話は実は聞いていなくて、聞いたのは、ほとんど風呂と、それから休憩所があればいいなど。特に連結した形でつながって沖休めのときなんか、漁港のところにあると、かなりやっぱり揺れるという形の中で、そうすると、やっぱり陸に上がってゆっくり休みたいという、そういう休憩所があればいいという話は随分聞きました。したがって、この陸電の話は初めて私なりに、今、田中議員からお聞きしましたので、そのように対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ対応していつてあげられればいいのかと思われま。町長がおっしゃった、その休憩所も、お風呂も、外来船の人方から聞いておりました。でも、羅臼はまだ、温泉とか町内の旅館の人方がお風呂分けてくれているので、十分まだ何とか耐えれると。ただ、やっぱり先ほどおっしゃったように、実際に船からおりて休憩所がないので、船の中で休むと。そうなると、船は、当然、テレビ、電気、冷蔵庫、水道、普通の家と同じ状態になっております。そういうことを鑑みて、多分電気が必要だという話、これは陸電のない漁港もあります。羅臼だけがないというわけではありません。釧路港にもない場所もあります。ただ、2階建てのところには陸電が設置されております、コンセントがあります、ちゃんと電気取れるようになっております。ただ、悲しいかな、建物のほうにはないということなので、ぜひ、その検討をしていつてほしいと思います。

続きまして、2点の増養殖事業については、町長から説明受けたとおり、いろいろな事業を一応検討したということは私も耳にしておりました。陸上の生産施設等とかの検討とか、あと、ほかのものを増養殖、例えばいろいろなものの余っている資源の再利用ということで、それを利用して、例えばウニに雑昆布を与えて蓄養していたり何なりということも試験しているのは確かに聞いております。ぜひその辺も、実際に運用はならなかったといえども、まだまだ見直す場所があろうかと思われま。ので、ぜひ検討を、もう一度、再度検討していただきたいと思いま。

その中で、特にこれから先、行政にお願いしたいということが1点あります。先ほどおっしゃったように、シマエビとか、いろいろなものの増養殖事業は、組合とタッグを組

んで行政がとり行っております。近年、多分、ことしも補助出しておられるかと思えます。ヒトデの駆除に町からも補助金を出したと思えます。特に海底の中で、そういうヒトデとか有害な、やはり漁業資源が落ちるものがふえているというふうにお聞きしております。ぜひそういうものに対しても、いち早く行政がネットワークを利用しながら取り組んでいただければありがたいかと思えます。これにつきましては、町長の答弁はよろしいので、ぜひ頭の隅っこにでも入れながら、考えていただければありがたいと思えます。

続きまして、3番目の、新設を掲げている中学校についてでございます。先ほど町長がおっしゃったように、耐力度調査が現在行われている最中でございます。説明でありましたように、平成26年度には基本構想、27年度には建設、着工、発注まで行きたいという強い要望が聞こえておりました。これのとき、今26年度、特に気になっていたのが、地質調査等とかのやつが基本設計とあわせて行っていきます。当然、基本設計ですから、中学校の外構工事、外郭が、おぼろげながら見えてくる時期になろうかと思えます。これは2点目のほうにもかかわってくるのですけれども、どういう学校が必要なのか。いろいろな要望を、町長は、先ほど2点目のほうでも取り入れるようにおっしゃっておりました。基本設計が書かれるころには学校の形が見えないとおかしな話で、それをベースに今度は27年度の建設設計に入っていくというふうに私は捉えておりますが、その辺は間違いないですよ。その点をまずお聞きしたいと思えます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、田中議員御指摘のとおりであります。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） それを鑑みますと、一日も早い中学校建設ということで、町長が肝いりで、この間も臨時会でおっしゃっておりました。ぜひ早い段階で、いろいろな基本設計とかを組むに当たっては、町民の集約を早くしなければならぬかと思えます。25年度も、あと残り3カ月ちょっとしかありません。26年度といっても、多分、基本設計するには3カ月、4カ月かかるかと思えます。ましてや地質調査だって、1週間、2週間ではなく、1カ月、2カ月という長いスパンで行われなければならないと思えます。その辺であわせましても、特に町長のほうにつきましては、町民の意見をいち早く吸い上げるように考えていただきたいと思うし、また、基本設計で、この間も臨時会の際にはほかの議員からも質問あったと思われるのですけれども、基本設計するに当たっても、それがプロポーザルになるのかコンペになるのか、その辺のあたりの判断も早くしないと、両方での発注は多分無理かと思えます。どちらか1点、長短はあるにしても、絞らなければならないかと思えます。その辺のあたりを、町長のお考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の、町民の意向という中で、私、同じ町民であっても、やはりそれを利用するのは誰なのだということを考えたときに、やっぱり児童生徒が中心にな

るべきであろうと。どういう学校が、校舎がいいのだということ。これについては、過去、羅臼小学校、あるいは春松小学校についても同じですけれども、そういうようなことでやってきたと。意向を踏まえながらということでの基本設計なりに生かしてきたということもございます。ごく最近では、診療所のこともあります。公共施設、そういう形で、行政側が勝手に絵を描いて設計したということではなくて、ある程度そういう基本設計の段階、あるいは、ある程度基本設計ができた段階で、まだまだ最終的な実施設計の完成の以前にそういう意向を酌み上げると、そういう機会もあるわけでありますから、そういうことも含めながら、教育委員会とともに、その辺を緊密に連携をとりながら、あるいは、うちの原課のほうの建設のほうと連携をしながら、町民の意向、とりわけ児童生徒、あるいは、そこで勤務していただく学校の先生方の意見ということを中心としながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。それにつきまして、今、町長から児童生徒の意見を十分に取り入れるというお言葉をいただきました。含めてPTAもという話もいたしていただきました。平成29年度に開校予定とすれば、現在の2年生以下の子どもたちが中学校に上がります。当然、私が思うに、現在の3年生以上の子どもたちは、3年生でぎりぎり入れるか入れないかという状態のベースで考えられると思います。確かに、できた後に、やっている最中に、途中で、その学校を利用できるというのはあります。それを鑑みますと、大体今の5年生くらいの子供たちは、残念ながら新しい校舎には入れないと思います。そういうことを考えますと、子どもたちの意見を吸い上げるのはいいのですけれども、ぜひ、幼稚園の子どもたちのお母さん方、これはお母さん方でないと判断できません、それと若い世代、これから幼稚園に子どもを上げるようなお母さん方の世代までの、下の集約をできるのかどうか、教育長、もうちょっとその辺のあたり、どこまでの幅で教育長はお考えしているか、教えていただきたいと思えます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） ただいま町長のほうから御答弁させていただいたとおりでございますけれども、教育委員会といたしましては、その指示を受けながら、町P連、幼稚園から高等学校までの保護者が加入してございますので、町P連の御意見、そしてまた児童生徒ということを含めて、今、中高一貫教育も実施してございますから、今の子どもたち、それから、将来中学生になる子どもたち、そういう保護者の方々、そして、子どもたちからの意見をできる限り教育委員会としては反映できるような対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ広い範囲に広げて、十二分な意見を吸い上げていただきたい

と思います。

また、町長には1点お聞きしたいところがあります。羅臼中学校につきましては、高台の立地条件の不自由な場所にございます。私たちの年代の者は、さらに今より高い道路を通っていたというふうに言っておりました。その時代は、そこしか道路がなくて、その坂道を上がって登っていたということを聞いております。その後改良されて、今のシェルターのところまで落ちました。当然、新しい校舎につきましては、そういう登下校のルートとか、いろいろなものも検討されていくと思います。ただ、そういうようないろいろな細かい部分については、これからいろいろなこととお話しになろうかと思いますが、ぜひその辺のあたりとか、いろいろなものを広く町民のほうから吸い上げていただきたいと思います。

また、中学校につきましては、先ほど冒頭に、私たち議員の中からも、中学校に防災機能を持たせるという話もしておりました。公共施設であります。防災機能ばかりではなく、ほかの機能的なものを持たせることが文科省の許可でできるものであれば、そういうことも検討、研究していただきたいなと思います。近年、地域の学校教育につきましては、地域と連帯型で、連携となって教育を指導していくというふうに指針でうたっているかと思われま。ぜひ、地域の意見を吸い上げて、いい学校に向けて、いろいろな政策、方法があろうかとは思われま。あと、補助金を使う形の制約も多分あろうかと思われま。その辺のことをやっぱり町民に教えていただかないと、どうしても、何か行政のほうでつくられたものというのではなく、やっぱり思い入れとしては、みんなでつくった学校ということをやっているようにしていただきたいと思いますので、町長の考え方を、その辺1点聞かせていただければ。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の質問の中では2点ほどあったと思いますけれども、まず一つは外構の問題、これはしっかり、当然、校舎がどこの位置になるかによって、周辺の外構というものも変わってくると思います。それから、それに伴う今の現道と取り付け道路の問題もそこに出てくるのだと思います。したがって、それらについては当然、町民の意向もさることながら、技術的なことも踏まえながら、慎重に対応してまいりたいと思っておりますし、また、後段のほうにつきましては、春松も、あるいは羅臼の小学校もそうですけれども、当然、地域に根差した学校づくりという中で、学校開放事業という展開もあるようでありますので、その辺も十分意識しながら建設に向けてまいりたいと思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 新しい中学校ができるということは大変喜ばしいことなのかと、私は思われないところが、一つ、実はあります。中学校一つになってしまって寂しい部分もあります。二つ、今、両方に分かれていて、子どもたちが二つの学校で確かに通学しています。私たちにすれば、先輩方が通った中学校が、名前がなくなって、例えば名称が変

わるにしても、自分たちの学校というのがなくなるという意識、私はたまたま春松方面なので、春松地区側のほうの学校がなくなると寂しい思いです。でも、やっぱりこういう時世なので、1校になるということは、これは仕方ないことだと思われま。ぜひ、この辺のあたりも、学校の建設については、私は庁舎内で今、プロジェクトチームを組まれているというお話を聞いております。プロジェクトのチームメンバーは、この間お聞きしたところ、各分野に、かかわりそうなところの分野のものは全部入っているということで、網羅されているということなので、ぜひ、職員の皆さんの力、能力を十分に発揮して、町民によりよい発想をして発信をしていただいで、それに対しての町民の意見をきちんと拾っていただければありがたいと思います。今後の期待を含めまして、私の一般質問はこれにて終了させていただきます。

○議長（村山修一君） これで、田中良君の質問は終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

ここで2時10分まで休憩します。2時10分再開します。

午後 1時52分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第59号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第59号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第59号でございます。

53ページをお願いいたします。

羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町八木浜町47番地1、氏名につきましては田中紅美子氏、50歳でございます。生年月日は昭和38年11月9日。任期につきましては、平成26年1月25日から平成30年1月24日まででございます。田中紅美子氏につきましては、現在2期目でございます、1期目につきましては残任期間でありましたが、現在、2期目4年を、1月24日をもって任期満了となるわけでございます。人格、識見ともに最適任であると判断し提案いたしますので、満堂の御同意を賜りますようお願い

い申し上げ、提案の理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第59号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました諮問第1号でございます。

54ページをお願いいたします。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町富士見町1番地4、氏名につきましては、中陳美鈴氏、51歳でございます。生年月日、昭和37年3月8日。任期につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。現在、中陳氏におかれましては、平成23年4月から就任していただいております、人格、識見ともに最適であると判断し、候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります、満堂の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（村山修一君） お諮りします。

本件はお手元に配付しました意見のとおり、答申したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

-
- ◎日程第 8 認定第1号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 9 認定第2号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第10 認定第3号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第11 認定第4号 平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第12 認定第5号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第13 認定第6号 平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
-

○議長（村山修一君） 日程第8 認定第1号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から日程第13 認定第6号平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの6件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長坂本志郎君。

○特別委員会委員長（坂本志郎君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

平成25年9月12日開催された第3回定例会において、本特別委員会に付託されました平成24年度目梨郡羅臼町各会計決算認定6件について審査を実施したので、次のとおり結果を御報告いたします。

1、付託事件。

認定第1号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算1件。認定第2号から認定第5号平成24年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算4件。認定第6号平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算1件。

2、審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について閉会中の10月16日及び10月21日、23日、24日、11月11日の5日間にわたり、慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、行政職員の説明を求め、慎重に審査を進めたところであります。本委員会は、各会計別に平成24年度予算の

主要な施策がいかに実現されたか、それが住民のためになっていたのかを重視しました。そして、この総括を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は審査の過程の中で論議のありました下記4点を、総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了しました。

記。

総括質疑事項。

- (1) 委託料の積算根拠について。
- (2) 図書事業の今後のあり方について。
- (3) 国民健康保険事業特別会計の収納向上に向けた今後の取り組みについて。
- (4) 水道事業会計の今後の見通しについて。

3、各会計審査結果。

認定第1号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は適正に執行されたことを認めました。

現下の厳しい財政状況にあつて、財政の健全化を図るべく経費の削減等により、財政調整基金、減債基金、文教施設整備基金等に積み立てができたことは、毎年積極的に行財政改革を行ってきた成果であり、今後も計画的な財政運営に努められ、経営健全化に期待するところであります。

また、財源を交付税に依存せざるを得ない当町にとって、歳入確保は大変重要な課題であり、少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化など、自主財源の確保を積極的に考えなければ、今後の財政運営は極めて厳しい状況が続くと思われまふ。

そのようなことから、町税や公共料金等の主要財源の収納に対しては、町民の納税意識の高揚を図りながら、公平・公明・公正の観点を持ち、さらなる徴収率向上へより一層の努力を求めるとともに、過疎債など有利な財政措置の活用など、新たな自主財源の確保について具体的な研究と施策の展開を望むものであります。

認定第2号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

本年度の国保税の収納率は、夜間、休日窓口の実施、及び、未納者に対する納税折衝など、さまざまな取り組みをなされ、大幅に向上いたしました。今後も収納対策に万全を期し、収納率の向上に特段の努力を払われ、安定した会計運営を望みます。あわせて健康づくりや予防活動など医療費の削減につながる取り組みに対する十分な予算運用と、重点的な取り組みを望みます。

認定第3号平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第4号平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

本会計については、総括質疑でも申し上げましたが、当町の有収水量率は、漏水等により51.3%と非常に低く、早急な改善策が必要と考えます。

また、漏水の原因の一つとされる石綿セメント管も含む老朽管の敷設がえについても計画的な実施を望むものであり、今後も事業の安定に向け、資金計画、受益者の公平・公正の観点から、徴収率の向上を図り、施設設備の保全点検に十分配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を望みます。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査の結果を申し上げましたが、当町の財政構造は地方交付税への依存度が非常に高く、厳しい状況にあることは言うまでもありません。その意味に置いては財政基盤が脆弱であり、まちの各施策を支える財政運営は極めて厳しい中で進められています。

このような状況の中、平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準を全てクリアできたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

一方、自主財源である町税及び使用料等について見ると、町税の収納率は82.3%、前年比較4.4%の増と、今年度は2年連続で、収入額、収納率ともに前年度を上回っており、これまでの滞納者に対する納税折衝が実を結びつつあることに対し、担当課及び担当者の努力に敬意を表するものであります。

滞納整理の方向は個別の事情で決まります、現行の租税徴収制度の法的な仕組みは滞納者の実情調査、聴取等を行い、一人一人の滞納事案について検討し、滞納整理の方向を見定め進めることが重要であります。その上で、滞納整理に当たっては、強権力と裁量権の濫用に配慮し、引き続き滞納整理に尽力されるよう期待をしております。

また、総括質疑で申し上げました委託料のあり方、収納率向上対策、図書事業費の増額、水道事業特別会計の健全な運営等、検討を進めていただきたいと思います。地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります、最小限の経費で最大の効果が得られるよう、不断の努力を望むところであります。

最後に、理事者、職員の皆さんに対し、本決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことにお礼を申し上げ、平成24年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件について、本委員会は全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告をいたします。

平成25年12月12日。羅臼町各会計決算特別委員会委員長、坂本志郎。羅臼町議会議長、村山修一殿。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います、この質疑については、会議規則等運

用規定第98条により、審査の経過と結果に対する疑義とします。

これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これ、質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するというものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第8 認定第1号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第13 認定第6号平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの6件は認定することに決定しました。

◎日程第14 議案第49号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長(村山修一君) 日程第14 議案第49号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(脇 紀美夫君) ただいま上程されました議案第49号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算であります。この後、また予定されております議案第50号から54号、そして条例改正であります議案第55号から58号、以上10件につきまして、副町長以下、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(村山修一君) 副町長。

○副町長(鈴木日出男君) 議案の1ページをお願いいたします。

議案第49号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ626万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,995万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

14款道支出金、244万5,000円を追加し1億5,462万3,000円。2項道補助金、240万円を追加し7,034万円。3項道委託金、4万5,000円を追加し1,831万7,000円。

16款1項寄附金、1,362万6,000円を追加し2,286万8,000円。

18款1項繰越金、1,243万1,000円を減額し919万1,000円。

20款1項町債、990万7,000円を減額し2億529万3,000円。

歳入の合計でございます。626万7,000円を減額し34億7,995万7,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費、145万9,000円を減額し6億1,851万7,000円。1項総務管理費、145万9,000円を減額し5億5,611万1,000円。

3款民生費、524万9,000円を減額し4億3,446万9,000円。1項社会福祉費、524万9,000円を減額し3億4,163万円。

4款衛生費、39万5,000円を追加し5億9,013万円。1項保健衛生費、39万5,000円を追加し2億3,385万5,000円。

7款土木費、4万6,000円を追加し9,217万8,000円。1項土木管理費、4万6,000円を追加し139万1,000円。

歳出合計、626万7,000円を減額し34億7,995万7,000円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。

臨時財政対策債、限度額1億7,000万円から1億6,009万3,000円に変更するものでございます。臨時財政対策債の確定により、減額をするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をさせていただきます。

歳入でございます。

14款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金、240万円の追加でございます。これにつきましては、住民参加型高齢者生活支援推進事業補助金ということでございまして、高齢者が住みなれた地域で、さまざまな生活支援サービスが提供される地域サポート体制の構築を図る取り組みを、現在、羅臼町で行っておりまして、北海道の支援を受けられることとなった補助金でございます。3項道委託金3目土木費道委託金、4万5,000円の追加でございます。住生活の総合調査委託金でございまして、国の政策によるものでございます。住宅政策の基礎資料を得るため、5年に一度、全国調査を実施されるもの

でございます。今般、当町が抽出され選定をされたものでございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、1,362万6,000円の追加でございます。善意による寄附でございます。歳出で詳細を述べたいと思います。

18款1項1目繰越金、1,243万1,000円の減額でございます。今般の補正に対応するため、繰り越しに求めたものでございます。

20款1項町債4目臨時財政対策債、990万7,000円の減額につきましては、確定に伴う減でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、145万9,000円の減額でございます。まず最初に、庁舎管理に要する経費でございます。11月8日の強風によりまして、庁舎前の掲示板が破損したものでございます。その修繕費用でございます。次に、その他一般行政の経費でございます。負担金補助及び交付金の1,543万3,000円の減額につきましては、消防事務組合の決算見込みによります減額となるものでございます。積立金の地域づくり基金積立金300万円につきましては、1件、300万円の善意の寄附があったものでございます。知床・羅臼まちづくり基金積立金1,062万7,000円の内訳につきましては、知床自然保護に1件5,000円、医療保健福祉事業に2件で15万円、北方領土返還運動に2件で40万円、中学校建設事業に3件で1,007万2,000円でございます。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費、240万円の追加でございます。歳入でも申し上げましたとおり、住民参加型高齢者支援の経費でございます。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域関係機関と連携し、高齢者を支える地域サポート体制をつくるということで現在推進をしております。北海道の支援が決定をしたものでございます。それぞれ報償費から備品購入費までの内容で240万円を追加させていただくものでございます。7項特別会計繰出金、83万円の減額でございます。介護保険事業特別会計繰出金に26万9,000円の追加でございます。介護給付費の増によるルール分を支出するものでございます。後期高齢者医療事業特別会計繰出金、109万9,000円の減額につきましては、広域連合事務費等の負担金の確定による減でございます。9目後期高齢者医療費、681万9,000円の減額でございます。給付費負担金の確定に伴う減でございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、26万円の追加でございます。1件の墓地返還が申し出ございました。そのための返還金でございます。4目特別会計繰出金、13万5,000円の追加でございます。国民健康保険診療所特別会計に繰り出すものでございまして、情報ネットワーク事業の額の確定に伴いまして、一部財源調整が伴ったために繰り出すものでございます。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費、4万6,000円の追加でございます。歳

入で説明したことでありますけれども、住宅政策の基礎資料を得るための5年ごとに実施する全国調査でございます、今般、羅臼町が選定をされたということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑終わります。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第49号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第50号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第50号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の13ページをお願いいたします。

議案第50号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,295万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,365万4,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金、357万5,000円を追加し2億8,486万2,000円。1項国

庫負担金、357万5,000円を追加し2億8,428万6,000円。

4款1項療養給付費交付金、162万2,000円を追加し231万4,000円。

6款道支出金、67万円を追加し9,673万5,000円。2項道補助金、67万円を追加し8,338万8,000円。

10款1項繰越金、708万8,000円を追加し708万9,000円。

歳入合計、1,295万5,000円を追加し11億3,365万4,000円。

続きまして、歳出でございます。

3款保険給付費、1,195万7,000円を追加し6億6,717万円。1項療養諸費、162万2,000円を追加し5億9,494万円。2項高額療養費、1,033万5,000円を追加し6,448万8,000円。6款1項介護納付金、67万1,000円を追加し7,632万円。

10款諸支出金、32万7,000円を追加し64万8,000円。1項償還金及び還付加算金、32万7,000円を追加し64万7,000円。

歳出合計、1,295万5,000円を追加し11億3,365万4,000円。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきますが、説明の都合上、歳出から説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費に、162万2,000円を追加するものでございます。内容につきましては、退職被保険者の療養費の増加により診療報酬保険者負担金に追加するものでございます。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費に、1,033万5,000円を追加するものでございます。内容につきましては、一般被保険者の高額療養費の増加により、高額療養費給付金に追加をするものでございます。

6款1項1目介護納付金に67万1,000円を追加するものでございます。内容につきましては、介護納付金の額の確定によりまして、支払基金納付金に追加をするものでございます。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金に32万7,000円を追加するものです。内容につきましては、2世帯で過去の資格喪失が判明したことなどによりまして、保険税還付金に追加をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

16ページにお戻りください。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金に、357万5,000円。

4款1項1目療養給付費交付金に、162万2,000円。

6款道支出金2項道補助金1目第1号調整交付金に、67万円をそれぞれ追加するものでございます。内容につきましては、歳出の保険給付費及び介護納付金の補正額のルール分でございます。

10款1項1目繰越金に、708万8,000円を追加するものでございます。内容につきましては、財源調整のため、前年度繰越金に財源を求めるものでございます。

なお、この補正予算につきましては12月6日開催の第4回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第50号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第51号 平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第51号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の20ページをお願いいたします。

議案第51号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,271万8,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」に定めております。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

21ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金、54万8,000円を追加し1億778万7,000円。1項国庫負担金、43万1,000円を追加し8,197万6,000円。2項国庫補助金、11万7,000円を追加し2,581万1,000円。

4款1項支払基金交付金、62万4,000円を追加し1億2,523万4,000円。

5款道支出金、26万9,000円を追加し6,099万5,000円。1項道負担金、26万9,000円を追加し5,905万2,000円。

7款繰入金、26万9,000円を追加し7,781万4,000円。1項他会計繰入金、26万9,000円を追加し6,901万4,000円。

10款町債1項財政安定化基金貸付金、45万円を追加し939万円。

歳入合計、216万円を追加し4億7,271万8,000円。

続きまして、歳出でございます。

2款保険給付費、216万円を追加し4億2,796万8,000円。2項介護予防サービス等諸費、216万円を追加し719万3,000円。

歳出合計、216万円を追加し4億7,271万8,000円。

23ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

1、変更でございます。起債の目的は、財政安定化基金貸付金でございます。限度額が894万円から939万円に変更となりますが、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

24ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、歳入です。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、43万1,000円の追加、2項国庫補助金1目調整交付金、11万7,000円の追加。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、62万4,000円の追加。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、26万9,000円の追加。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、26万9,000円までの追加につきましては、介護予防サービス費の増額に伴うルール分をそれぞれ計上しております。

10款町債1項1目財政安定化基金貸付金、45万円の追加につきましては、本来であれば、第1号被保険者の介護保険料にルール分を財源として求めるところでございますが、本年度予算において基金の取り崩しと財政安定化基金貸付金で予算計上をしていることから、今回の補正予算も財政安定化基金貸付金に財源を求めるものでございます。

26ページをお願いいたします。

歳出です。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費、196万円の追加につきましては、介護予防サービス給付費の増加に伴うものでございます。2目介護予防療養費、20万円の追加につきましては、説明欄に記載されております介護予防福祉用具購入費3万5,000円と、介護予防住宅改修費の16万5,000円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第51号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第52号 平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第52号平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の28ページをお願いいたします。

議案第52号平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,785万5,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、2 5 4 万 4, 0 0 0 円を追加し 4, 0 6 5 万 9, 0 0 0 円。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金、1 0 9 万 9, 0 0 0 円を減額し 1, 7 1 4 万 3, 0 0 0 円。

歳入合計、1 4 4 万 5, 0 0 0 円を追加し 5, 7 8 5 万 5, 0 0 0 円。

続きまして、歳出でございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 4 4 万 5, 0 0 0 円を追加し 5, 5 9 5 万 2, 0 0 0 円。

歳出合計、1 4 4 万 5, 0 0 0 円を追加し 5, 7 8 5 万 5, 0 0 0 円。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

3 1 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料に、2 5 4 万 4, 0 0 0 円を追加するものでございます。内容につきましては、被保険者の増加等によりまして普通徴収に 3 3 8 万円を追加、特別徴収から 8 3 万 6, 0 0 0 円を減額するものでございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金から 1 0 9 万 9, 0 0 0 円を減額するものでございます。内容につきましては、額の確定により広域連合事務費繰入金から 5 4 万 1, 0 0 0 円、保険基盤安定繰入金から 5 5 万 8, 0 0 0 円をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

3 3 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金に、1 4 4 万 5, 0 0 0 円を追加するものでございます。内容につきましては、額の確定により広域連合事務費負担金から 5 4 万 1, 0 0 0 円、保険基盤安定負担金から 5 5 万 8, 0 0 0 円をそれぞれ減額し、被保険者の増加等によりまして保険料負担金に 2 5 4 万 4, 0 0 0 円を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑を終わります。

これから、議案第 5 2 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 5 2 号平成 2 5 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 7 議案第 5 2 号平成 2 5 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業

特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 53 号 平成 25 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所
事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第 18 議案第 53 号平成 25 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の 35 ページをお願いいたします。

議案第 53 号平成 25 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成 25 年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,416 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,661 万 9,000 円とするものでございます。

2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第 2 条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」によるものでございます。

36 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金に、13 万 5,000 円を追加し 1 億 3,227 万 9,000 円。

5 款 1 項町債、1,430 万円を減額し廃款となるものでございます。

歳入合計、1,416 万 5,000 円を減額し 1 億 4,661 万 9,000 円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費、1,416 万 5,000 円を減額し 1 億 4,247 万 3,000 円。

歳出合計、1,416 万 5,000 円を減額し 1 億 4,661 万 9,000 円。

38 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正。

変更でございます。起債の目的は、診療所設備整備事業債、過疎対策事業債でございます。借り入れの予定がなくなったことから、1,430 万円の限度額全額を減額するものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきますので、39ページをお願いいたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金に、13万5,000円を追加するものでございます。内容につきましては、財源調整のため一般会計繰入金に財源を求めるものでございます。

5款1項町債1目診療所事業債から、1,430万円を減額するものでございます。内容につきましては、釧路・根室地域医療情報ネットワーク整備事業費の減額に伴い、町債の借入れの必要がなくなったことから、診療所設備整備事業債を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

41ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費から、1,416万5,000円を減額するものでございます。内容につきましては、釧路・根室地域医療情報ネットワーク整備事業がネットワークに参画する自治体病院を含む、釧路・根室管内の10医療機関の審査会による医療連携システムの選定などにより、導入費用の圧縮が図られたことから、釧路・根室地域医療情報ネットワーク整備事業委託料を減額するものでございます。

なお、この補正予算につきましては、12月6日開催の第4回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第53号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第54号 平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第19 議案第54号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会

計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 議案の43ページをお願いいたします。

議案第54号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算。

第1条は、総則です。

平成25年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、資本的収入の補正です。

平成25年度水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入第1項出資金、1,026万8,000円を減額し1億8,189万6,000円とする。

第2項負担金を新設し、1,026万8,000円を補正するものでございます。内容につきまして、44ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、道道知床公園羅臼線マッカウストーンネル新設による知徒来橋架けかえに伴う水道管移設の補償費の補正及びその補償費に見合う分の一般会計出資金の減額となっております。第1款資本的収入の第2項負担金を新設し1,026万8000円を補正し、第1項出資金1,026万8,000円を減額して資本的収入額を同額としております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第54号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第55号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（村山修一君） 日程第20 議案第55号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の45ページをお願いいたします。

議案第55号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

46ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、平成26年2月下旬より開始いたします基幹業務システムのIDC運用に伴い、通信回線による情報提供を可能にするよう一部変更するものであります。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

羅臼町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

電子計算組織を結合する方法による提供の制限。

第10条、実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、実施機関以外のものと通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

第1号、法令等に定めがあるとき。

第2号、公益上の必要があると実施機関が認めたとき。

第2項、実施機関は前項第2号の規定により、電子計算機の結合を新たに開始しようとする場合は、あらかじめ羅臼町個人情報保護審査会の意見を聞かなければならない。

第3項、実施機関は第1項ただし書きの規定により、電子計算機を結合する場合は、個人情報について必要な保護措置を講じなければならない。

第11条第3項ただし書き中、「羅臼町郷土資料室等」を「羅臼町郷土資料館等」に改める。

附則といたしまして、施行期日は、この条例は平成26年2月1日から施行するものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第55号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第56号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（村山修一君） 日程第21 議案第56号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の47ページをお願いします。

議案第56号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

48ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨でございますが、国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金の利率の引き下げが行われており、介護保険料に係る延滞金につきましても、地方税の延滞金と同額にすることが適当とされておりますことから、所要の改正を行うものでございます。

改正条例につきましては48ページに記載しておりますが、改正の内容につきましては、別冊としてお手元に配付してございます参考資料の2ページ、資料2の羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例並びに羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例説明資料にて、主な改正趣旨と適用関係について御説明させていただきます。

改正の内容でございますが、地方税の延滞金につきましては、平成12年以降、地方税法附則第3条の2に延滞金の割合の特例が設けられており、条例では、従来は本則の適用利率、年7.3%に係る分の特例割合について附則で規定されておりましたが、今般の改正で、年14.6%も含めて、全ての部分について特例割合が適用されるとともに、この特例の割合が改正されましたことから、所要の規定の整備を行うものでございます。

説明資料の表の左側より、改正項目は延滞金割合の特例でございますが、改正条項は介護保険条例附則第6条でございます。改正内容の中段の表でございますが、本則の適用利率、年14.6%に係る分につきましては、特例は定めていませんでしたが、特例基準割合に7.3%を加算し9.3%とするものでございます。また、納期期限後に1カ月以内の適用利率、年7.3%に係る分につきましては、特例割合を年4.3%とされておりましたが、特例基準割合に1.0%を加算し3.0%に引き下げられるものでございます。

なお、この改正は、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金から適用し、同日前に対応するものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございますが、次の3ページの資料3、羅臼町介護保険条例一部改正新旧対照表につきましても、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第56号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第21 議案第56号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第57号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第22 議案第57号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の49ページをお願いいたします。

議案第57号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

50ページです。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を、次のように改正する。

改正の趣旨でございますが、国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金の利率の引き下げが行われており、先ほどの介護保険料と同様、後期高齢者医療保険料に係る延滞金につきましても、地方税の延滞金と同額にすることが適当とされておりますことから、所要の改正を行うものでございます。

改正条例につきましては、50ページに記載しておりますが、改正の内容につきましては、別冊としてお手元に配付してございます参考資料の2ページ、資料2の羅臼町介護保

除条例の一部を改正する条例並びに羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例説明資料にて、主な改正要旨と適用関係について御説明させていただきます。

改正の内容でございますが、先ほどの羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例同様、地方税の延滞金につきましては、平成12年度以降地方税法附則第3条の2に延滞金の割合の特例が設けられており、条例では、従来は本則の適用利率、年7.3%に係る分の特例割合について附則で規定されておりましたが、今般の改正で、年14.6%も含めて、全ての部分について特例割合が適用されることとともに、この特例の割合が改正されたことから、所要の規定の整備を行うものでございます。

表の左側より改正項目は延滞金の割合の特例でございますが、改正条項は後期高齢者医療に関する条例附則第3条でございます。改正内容の中段の表でございますが、本則の適用利率、年14.6%に係る分につきましては、特例は定められていませんでしたが、特例基準割合に7.3%を加算し9.3%とするものでございます。また、納期期限後1カ月以内の適用利率、年7.3%に係る分につきましては、特例割合を年4.3%とされておりましたが、特例基準割合に1.0%を加算し3.0%に引き下げられるものでございます。

なお、この改正は、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金から適用し、同日前に対応するものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございますが、4ページの資料4羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表につきましては、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑終わります。

これから、議案第57号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第22 議案第57号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第58号 知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部
を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第23 議案第58号知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の51ページをお願いいたします。

議案第58号知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定について。

知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

52ページをお願いいたします。

知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例。

知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨でございますが、国におきましては社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%を8%に引き上げることとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別冊としてお手元に配付してございます参考資料の5ページ、資料5の知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部改正新旧対照表にて説明をさせていただきます。

条例第6条に規定する使用料及び手数料につきましては、別表に定めるところにより徴収することとされておりますが、消費税率の引き上げに伴い、手数料の改正を行うものでございます。一般診断書料の1,575円を1,620円に、5,250円を5,400円に、特別診断書料の5,250円を5,400円に、死亡診断書料の2,100円を2,160円に、一般証明書料の1,260円を1,296円に、5,250円を5,400円に、一般明細書料の3,150円を3,240円に、それぞれ改正するものでございます。

なお、この改正は平成26年4月1日から施行するものでございます。

また、この条例改正につきましては、12月6日開催の第4回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑終わります。

これから、議案第58号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第23 議案第58号知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、3時30分まで休憩します。3時30分再開します。

午後 3時16分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第24 発議第11号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第24 発議第11号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 発議第11号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年12月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員佐藤晶。

賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく高島讓二、同じく鹿又政義、同じく田中良。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源の涵養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置づけて、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進すること

が重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

2、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。

3、環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。

4、安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。

5、復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興を初めとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないよう、必要な予算措置を講ずること。

6、地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。

7、国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取り組みの推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年12月12日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第11号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第24 発議第11号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第25 発議第12号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を
求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第25 発議第12号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） 発議第12号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年12月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員湊屋稔。

賛成者、羅臼町議会議員鹿又政義、同じく高村和史。

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書。

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）」を国会に提出した。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出をめざすとしている。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっている。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう以下の点について強く要望する。

記。

1、要支援者を「新しい総合事業」に移行することは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。

2、予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。

3、一定所得以上者の介護保険利用料2割負担は、引き上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。

4、特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。

5、介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。

6、地域包括ケアシステムの推進にあたって、24時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月12日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上です、よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第12号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第25 発議第12号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第26 発議第13号 2014年度地方財政の確立を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第26 発議第13号2014年度地方財政の確立を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第13号2014年度地方財政の確立を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年12月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。

賛成者、羅臼町議会議員佐藤晶、同じく高村和史。

2014年度地方財政の確立を求める意見書。

政府は、8月8日に閣議了解された中期財政計画において、「地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する」とされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及しており、2014年度予算編成に向けて地方交付税総額が削減される懸念があります。さらに、地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入など、地方交付税法の本旨に反する財政的な制裁措置の導入についても検討が進められています。

地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、子育て、医療、介護などの社会保障、限界集落・過疎化対策、環境対策、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けてきました。政府は、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、次の事項について強く要望します。

記。

1、社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保をはかること。

2、地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。あわせて、歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換をはかること。

3、2014年度の地方財政においても巨額の財源不足が見込まれることから、別枠の加算について拡充するとともに、法定率の引上げなど抜本的な対策を行うこと。

4、合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握について必要な対策を講じること。また、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化を図ること。

5、2013年度地方財政計画において、地方公務員給与費が国の臨時特例措置に準ずるとして削減されたが、2014年度予算においては、減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

6、地方交付税の算定について、「行革努力」、「地域経済活性化の成果」に応じた

算定方式の導入や2013年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては、厳に慎むこと。

7、地方法人特別税・地方法人特別贈与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年12月12日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第13号2014年度地方財政の確立を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第26 発議第13号2014年度地方財政の確立を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第27 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第27 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回羅臼町議会定例会を閉会します。

ここで、町長より年末の御挨拶がございます。

◎町長挨拶

○町長（脇 紀美夫君） お許しをいただきましたので、年末の御挨拶をさせていただきます。

平成25年も、残すところ半月余りの年の瀬となりました。特別の事情がない限り、本年最後の議会となりますので、年末の御挨拶をさせていただきます。

まずはこの一年、全町的あるいは総体的に大きな災害や事故などもなく、町民の暮らしが営まれましたこと、そして、町政運営のさまざまな場面で、町民の皆様にご理解と御協力、そして御尽力をいただきましたことに、感謝とお礼を申し上げる次第であります。

基幹産業であります漁業におきましては、先ほどの行政報告もいたしましたけれども、春漁の終わりには、その後の漁模様が大変心配されたところでありましたが、イカの大豊漁により、市場の取り扱いとしましては、数量、金額ともに対前年比20%を上回りましたが、その多くが外来船の水揚げであり、サケやスケソウなどの状況を見た場合、依然として資源の枯渇が憂慮される現状が続いておりますことから、現在、漁協が取り組んでおります所得格差の是正の進捗を注視してまいりたいと存じます。

町政の面では、国保診療所の運営を孝仁会にお願いして既に1年半、順調に安定した診療が行われておりますことに安堵しております。ただ、看護師など専門スタッフの不足が続いており、この状況は、福祉、介護施設においても同様であり、今後も各施設の運営者とともスタッフの充足に努力してまいります。

さきの臨時議会におきまして、中学校の建設に向けての耐力度調査の補正予算を議決いただき、本事業に着手できることになりましたことにつきまして、改めましてお礼を申し上げます。

ことは、にっぽん丸の寄港を初めとして、漁協が実施した東京丸の内での昆布に特化した知床羅臼祭り、北方領土返還啓発事業として「知床旅情」のえにしによる森繁久弥さんが住んでいた世田谷区民との交流と海産物の販売を、漁協、商工会、観光協会、町が連携、協力しながら、村山議長にも参画いただき、オール羅臼でアピールとセールスを実施できたものと思っております。

町政運営と深いかかわりのある国政は、アベノミクスの先行きとともに、消費税、原発、再生エネルギー、税制改正、TPP等々の課題が山積しており、その政策展開を慎重に見きわめながら対処していかなければならないと考えております。このような状況の中

で、新しい年を迎えることになりましたが、議会、行政ともども、町民一丸となって飛躍する年にしたいと思います。改めまして、この一年間、議員皆様の行政執行に対しての御指導、御理解、御支援に感謝とお礼を申し上げます。

御家族の皆さんもおそろいで、健やかに新年を迎えられますようお祈り申し上げ、年末の御挨拶とさせていただきます。

この一年間、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、終了させていただきます。

各位におかれましては、長時間にわたりまして御審議をいただきましてありがとうございます。御苦労さまでした。

午後 3時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員